

地方分権改革シンポジウム

～地方の提案で国の制度が変わる～

議事録

内閣府地方分権改革推進室

地方分権改革シンポジウム
～地方の提案で国の制度が変わる～
議事次第

日 時：平成30年3月19日（月）13:30～16:30

場 所：銀座ブロッサム（中央会館）

1. 主催者挨拶

河内 隆 内閣府事務次官

2. 基調講演

「地方分権のめざす未来」

増田 寛也 東京大学公共政策大学院 客員教授

「地方の声で国の制度が変わる提案募集方式」

高橋 滋 地方分権有識者会議提案募集検討専門部会長
法政大学法学部 教授

3. パネルディスカッション

「提案募集方式による地方分権改革の成果と展開」

<パネリスト>

太田 稔彦 豊田市長

大橋 洋一 学習院大学法科大学院 教授

田中 里沙 事業構想大学院大学 学長 / 宣伝会議 取締役

中橋 恵美子 NPO法人わははネット 理事長

野村 文吾 十勝バス株式会社 代表取締役社長

<コーディネーター>

人羅 格 毎日新聞社 論説副委員長

○司会 皆様、大変長らくお待たせいたしました。

本日は大変お忙しい中「地方分権改革シンポジウム～地方の提案で国の制度が変わる～」に御列席いただきまして、まことにありがとうございます。

本会議は、内閣府の主催で開催いたします。

申し遅れましたが、本日、司会進行を担当させていただきます、私、森山一葉と申します。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

それでは、開会に当たりまして、主催者の御挨拶をさせていただきます。

本日、内閣府特命担当大臣 梶山弘志が公務のため参加できなくなりました。梶山弘志に代わりまして、内閣府事務次官 河内隆より御挨拶を申し上げます。

それでは、河内様、どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

■主催者挨拶

内閣府事務次官

河内 隆

皆様こんにちは。ただいま御紹介賜りました、内閣府事務次官の河内でございます。

本日は年度末の大変お忙しい中、地方分権改革シンポジウムに御参加いただき、誠にありがとうございます。高いところからであります、私自身、第1次地方分権改革に参画した一人として、このように多くの皆様方が御参集していただいていることにつきまして、心より御礼を申し上げたいと思います。

本来ならば、主催者として梶山内閣府特命担当大臣、地方創生担当大臣が御挨拶をさせていただくべきところなのですが、本日は国会対応、予算委員会、地方創生特別委員会対応ということで、どうしても出席することができなくなってしまいました。

大臣より、皆様方にメッセージを預かっておりますので、私から御披露させていただきます。

本日の地方分権改革シンポジウムは、国民の皆様が地方分権改革の成果を実感していただくことで、地方分権改革の更なる推進を目指し、開催するものであります。

本日、御参加いただいている皆様は、地方分権改革の目標であります「個性を活かし、自立した地方づくり」において重要な役割を担っておられる方ばかりと存じます。本日のシンポジウムがこの実現に向けた一助となれば幸いです。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生の極めて重要なテーマでございます。日本という屋根を支えるためには、東京だけの大きな1本の柱だけではなく、地方にも短くても、細くてもいいので、数多くの柱を立てていただくことが必要であります。地方からの地に足のついた提

案を実現することで、地域の自主性、自立性を高め、地方の元気をつくり上げていただきたいと思いますと考えております。

ここで、提案募集方式による地方分権改革の取組に触れさせていただきます。平成26年に地方の発意を重視して導入されましたこの提案募集方式につきましては、4年間で1,900件を超える提案をいただき、検討対象の7割以上が実現するなど、着実に成果を上げていると認識しております。平成29年におきましても、地域公共交通に关します制度、運用の見直しや、ファミリー・サポート・センター事業の実施要件の見直しをはじめといたしまして、地方創生や子ども・子育て支援など政府の政策に関連いたしまして、地方の現場で困っている、支障に基づいた切実な提案が数多く実現しているところでございます。

一方、これまで4年間に提案のあった市区町村は223団体で、全市区町村の12.8%にとどまっているのが実情でございます。したがって、この裾野の拡大が今後の地方分権改革の推進において、極めて重要であると考えている次第でございます。

さて、これからの地方分権改革には、住民の改革プロセスへの参画が求められております。住民サービスの向上など、生活に身近な成果を実感いただくことで、住民が更なる改革の大きな推進力となることを期待しております。

本日の御講演やパネルディスカッションでは、地方分権改革全体を論じていただきますとともに、提案募集方式の意義や成果、住民との関わり等に焦点を当て、提案募集方式の活用と地方分権改革の一層の推進に向けた今後の方向性につきまして、有識者の皆様に御討議いただくこととなりますので、大いに期待していただきたいと思います。

本日、皆様のお手元に新しい「地方分権改革・提案募集方式 取組・成果事例集」を配布していると思います。各地域がこのような事例も参考にして独自の取組を実践し、改革の成果が住民の皆様にも実感され、更なる提案につながるよう努めていただくようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本日のシンポジウムを契機として国民の皆様が地方分権への関心を深めていただき、また、提案募集方式を通じて地方公共団体が更に地方分権の取組を深めていただくことを強く願う次第でございます。

どうか本日はよろしく願いいたします。

メッセージ代読で失礼いたしました。ありがとうございました。(拍手)

○司会 河内様、どうもありがとうございました。

さて、先ほど河内様のお話の中でもございましたけれども、皆様のお手元にお配りしております「提案募集方式 取組・成果事例集」というものがございます。もし今お手元にございましたら、少しでも御覧いただければと思います。

こちらは提案募集において、これまで実現した提案が各自治体でどのように活用され、住民サービスの向上などの成果にどうつながっているかについて、自治体や地域住民、事

業者などの関係者の声や各種データ、写真などをよりできる限りわかりやすく整理して掲載しております。こういった資料なども御覧いただきながら、これからのお話の参考にいただければと思っております。

さて、この後は講演へと移らせていただきます。ただいま準備を行っておりますので、今しばらくお待ちください。

では、皆様お待たせいたしました。それでは、これより基調講演へと進めさせていただきます。

御講演いただきますのは、東京大学公共政策大学院客員教授、増田寛也様です。本日は「地方分権のめざす未来」と題しまして御講演を頂戴いたします。

それでは、増田様、どうぞよろしくお願いたします。(拍手)

■ 基調講演

「地方分権のめざす未来」

東京大学公共政策大学院 客員教授

増田 寛也

皆さんこんにちは。御紹介いただきました増田でございます。

私は「地方分権のめざす未来」というタイトルの資料も用意しております。これから30分ほど時間をいただきまして、いわゆる地方分権改革、ずっと以前のことは別にして、今日私が取り上げますのは平成5年、これは衆参両院で全会一致の国会での決議がなされましたが、ここを地方分権の元年と考えて、それ以降、第1次分権改革、そして第2次分権改革、これを通じてどういうことが行われてきたのか。そして、その目指す未来はどういうものかといったことを、30分という限られた時間ですが、お話をしたいと思います。

現在は提案募集方式ということで、さまざまな提案が各自治体から出されて、それを実行するという形になっております。この後、高橋先生がこうした現在の提案募集方式なども含めて、より掘り下げてお話をされる御予定でございます。私はその前段の平成5年以降の分権の歩みと、その意味するところをお話したいと思っております。

まずこちらを御覧いただきたいのですが、行政分野によって担うべき主体が異なるということで、こんな模式図でございますが、書いております。遠くの方、この赤いポイントが見にくいかもしれませんが、国家というのは外交問題もあれば防衛問題もある、非常に大きな、特にほかの国との関係で取り扱わなければいけない問題もありますし、我々自身の身近なまちづくりや教育や福祉、高齢化問題や若者、子育て、こういった問題を取り扱う分野もあります。360度、多様な行政分野を取り扱うのが地方自治体ですが、さすがに地方自治体も外交とか防衛は草の根外交とかそういう言葉もありますけれども、一般的に

はこれは国家の仕事。世界どの国でもそういう国家でなければやれない仕事と、身近なことは別組織で行政組織の中を切り分けているというのが実態でございまして、この住民からの距離で言えば、住民から遠い分野と住民に近い分野、こういうふうに大きく分かれるかと思えます。

そして地方分権改革の考え方なのですが、ここで少し模式的に書いていますけれども、要は地域の実情に応じ、各自治体が自分の判断で、あるいは自分たち独自のルールで決められるようにする。これも当たり前のことであります。よく以前言われたのは、例えば細川内閣のときにバス停1つを20メートル、30メートル移すのにも当時は運輸省でしたが、運輸省の裁可がないと移すことができないのか。象徴的にそんな話がなされました。地域では工場ができたり、学校ができたり、住宅団地ができたり、そうすると一番お客さんが利用される場所に例えば柔軟にバス停などを移していく必要があるのですが、一旦、決められたものを移すのに大変な手続が要る。そういうことだと思えます。

したがって、地域の実情に応じて各自治体が自分の判断でルールを決める。今で考えれば当たり前のことですが、こういったものを実現する上で第1次分権改革を経ないとなかなか制度が変わらなかったというのが、これまでの実態ではなかったかと思えます。

もう一度、今のことを申し上げますと、このように整理できると思うのですが、住民に身近な行政は、国ではなくて、場合によっては都道府県でもなくて、市町村が担う。市町村ではなくて地方自治体でも都道府県という場合もありますが、大事なことは自主的かつ総合的に地方公共団体が担う。そして課題を解決していくということかと思えます。

先ほど重要な国会決議と言いましたが、そのことをもう一度振り返りますと、こんな決議が平成5年、これは衆議院本会議の決議文ですが、同じような内容で参議院でも全会一致で分権推進の国会決議が行われております。この中で目的として東京への一極集中を排除。今、問題になっていますが、この当時からこれが問題にされていると同時に、この赤字が一番大事だと思えますが、ゆとりと豊かさが実感できる社会を、分権を通じてつくっていくんだ。このようなことであります。

少し飛びまして、先ほどの国会決議に基づいて第1次分権改革が行われて、その後、第2次分権改革がスタートしていった。これは平成18年なのです。これは後でまた少し歴史を書いた表も出てきますが、そのときに地方分権改革推進法というものができたのですが、今のような内容がここで目的、基本理念でもう一度繰り返されているということでございます。

それでは、もう少し昔の戦後復興期からどういう仕組みが出てきたのか。日本さまざまな制度ができ上がってきた、そういう時代環境を振り返ってみますと、いわゆる戦後の復興期、これは少し古いです。ここは国土・経済の立て直し。その後、前回の東京オリンピックを経て高度成長期。これもどんどん国が経済成長を遂げていく中で、国主導で、国が全体のグランドデザイン、全国総合開発計画、新全国総合開発計画、第3次といったような形で、全総などをつくって国がグランドデザインを描いて、そして国主導でさまざまな

開発が行われてきた。まさに中央集権型システムということでもあります。

これはこれで一定の成果を上げてきたと私は思っておりますが、それが過ぎてから今、経済の成熟期あるいは現在と書いてありますが、もう少し言うと成熟期からもう少し先のところまで来ているかもしれませんが、それが今の姿となりまして、後ほど申します人口減少、特に少子高齢化の問題などがいろいろ際立ってくると、これは国の一律行政では少なくとも解決できないことが多々できてきたということでもあります。そこで国会でも地方分権の決議を行って、そして地方分権を進めていこうということが出てきた。このように理解をしております。

もう一度少し時代を整理しますと、第1次分権改革。平成5年の国会決議、衆参両院、これがスタート。そして平成7年5月、地方分権推進法、実は私ごとですが、ちょうど私が岩手県の知事になりましたのはこの平成7年でございます、退任したのが3期12年たった平成19年でございますので、ちょうどこの第1次分権改革は知事をしていました真っ最中。そしてこの分権改革が一応、平成12年で1つのけりをつけた。後ほど申し上げます。機関委任事務の廃止等々、大きな成果を得たわけですが、その後、少し混乱といいますか、いろいろ議論が錯綜した時期がありました。財政的な自立を遂げようということで三位一体改革を行った時期もございます。これを過ぎて今度は平成18年から第2次分権改革が始まった。これは後ほどまた表で御説明申し上げたいと思います。

そして先ほどの第1次、要するに平成7年から平成12年の間に行われた第1次分権改革なのですが、今、申し上げました機関委任事務の廃止、今日こちらにおいでの方、地方自治に携わっている方が多いと思いますが、改めて言いますと機関委任事務というのは地方自治体を国の仕事を執行する上での手足のごとく使って、国の仕事をさせていたこととなりますが、こうした機関委任事務の廃止と権限移譲、さらには国の関与の見直し等々、ここに書いてございますような問題についていろいろな見直しを行ったということでございます。

機関委任事務とはというのは、ここに書いてございます。この辺りは後で見ていただきたいと思いますが、今では信じられませんが、機関委任事務と分けされたものは、自治体であっても国の指示に従う必要。このようになります。これはいかにもおかしいだろうということで、きちんと法律を根拠にして、国からの事務を受託する場合には法定受託事務、それ以外は全て自治事務に整理されたということでございます。

したがって、もう一度繰り返しますと、それ以前は公共団体の事務というのはその中にかなり、都道府県の場合には8割近くまで機関委任事務が占めていたのですが、それを自治体が主としていろいろな采配を振ることができる自治事務と法定受託事務等々に分けた。これが私は一番大きな第1次分権改革の成果だと思います。

もう一つ、権限移譲もこの第1次分権改革の成果でありまして、こちらに象徴的に書いておりますが、例のがんじがらめでございました農地転用。いわゆる土地に関係する権限というのはなかなか中央省庁から地方自治体に移らなかったのですが、その象徴である農

地転用の許可権限が国から都道府県に移ったり、都市計画の決定手続も都道府県から市町村、これは三大圏の中心部は除きますけれども、こんなことが権限移譲としても実行されたということでございます。

そのほか国の関与の見直し等もございしますが、ここは今日はこの場での説明は少し省略して、この辺りは御覧いただきたいと思えます。

そして先ほど少し申し上げました、その後、一時期少し混乱した時期があったのですが、第2次分権改革は平成18年からスタートいたしました。地方分権改革推進委員会、実は私ごとであります、19年に知事を退任したのですが、その後この第2次分権改革を進めていく地方分権改革推進委員会、委員長が丹羽宇一郎さん、中国大使をやられた、ちょうど当時まだ伊藤忠の会長をやっておられたかもしれません。そのときでございましたが、この委員長代理を私は最初のうちやっております、19年8月に総務大臣になったので4カ月ほどで委員長代理は退任したのですが、ここで言うと安倍第1次改造内閣と福田内閣で第2次分権改革の最初のほうに直接かかわったわけですが、この第2次分権改革がちょうど平成25年まで、民主党政権下でも自民党から民主党にそのまま引き継がれ、さらにまた自民党になったときもずっと一貫して行われた。恐らく政府の政策の中ではほとんど稀有なもの。それは与野党が途中でひっくり返りましたけれども、どちらもが地方分権改革は必ず進めていかなければならない改革である。このような共通のベースの理解があったからではないか。このように思われます。

そして、第2次の改革が大体平成26年まで続いた後、提案募集のような形でよりきめ細かな問題も含めて本当に住民に実感できるような改革が今、行われている。逆に言うと自治体の創意工夫をどんどん出せば、それが実行に移される。こういう時代まで進んできたと思えます。

この提案募集方式については私のほうは時間がございませんので、高橋先生にお譲りするとして、第2次分権改革の概要もこのような形で5つに分けておりますというか、成果を5つ記載しておりますが、大きかったのは地方に対する規制緩和が行われたということ。そして、引き続き事務権限の委譲等が行われた。それから、自治体の首長さん方は、この国と地方の協議の場の法定化、それ以前も任意で国と地方の協議というのは行われておりましたが、きちんと法律に位置付けて、必ず定期的に年に何回か行われるようにしていこうと、協議の場を重くしていこうと主張しておられましたが、それもここで実行に移されたということでもあります。あと、補助金をもらってつくった財産の処分を柔軟に処分できるようにする等々がこの内容でございます。

言わずもがなですが、ここで義務付け・枠付けとはということで書いてございますが、法令でいろいろこうしなければいけないと全国一律で決めているもの。〇〇の方法によらなければいけない。〇〇の基準に従わなければならない。こんなものがいわゆる義務付け、あるいは枠付けと呼ばれているものです。

条例も法律に基づく範囲で決められるということになってはいますが、いわゆる行政用語

で言うと参酌基準、次に標準基準、さらに従うべき基準。この一番最後のものが一番自治体にとって自由度のないものですが、こういうことも参考にして条例の中身を決めていいですよという、せいぜい出すとしてもこのくらいのもが国としてやるべきものではないかと思いますが、こういう地方の判断の自由度というものが3つあったわけですが、こういうことについて一つ一つ検討を加えて見直しを行ってきた。

そのことによってどのくらいの条項に対して、どのくらい見直しが実施されたのか。ここで幾つか書いてございますが、第2次分権改革でさまざまな見直しがより深く行われてきた。

それから、国と地方の協議の場もきちんと法制化されて、今もこれに基づいて必ず定期的に行われる状況になっているものでございます。

あとは先ほど言いました補助金をもらったものについて、いろいろと用途変更なども柔軟にできるようになったりということでもあります。

最後にこのスライドを説明して私のほうはお話をおしまいにしたいと思います。

こういう言葉を皆さん御覧になったことがあると思います。「地方自治は民主主義の学校である」。ブライスが述べたものであります。今ちょうど民主主義の危機だとかいうことが連日話題になっておりますけれども、やはり近代国家、今の日本もそうであります、必ず守らなければいけないルールというのは民主主義。独裁国家のように1人の人間が全てを采配するなんていうのは、そういうことがあってはならないわけでありまして、民主主義。そして、この民主主義は恐らくいろいろな失敗の経験も踏まえて、国民全員が体の骨の髄まで民主主義の考え方を学んでいく。骨の髄まで染み渡らさなければいけないものだと思うのですが、それを一番多く体験する場、それが地方自治だということをジェームス・ブライスが言っているわけであります。

私は国の役人をやっておりました。また、地方自治体で課長として勤務した経験もありますし、もちろん知事としてその現場にもおりましたが、まさにそのとおりだなと。地方自治というのは多様なことを経験いたします。住民の人たちそれぞれお一人お一人はどのようなことについても必ずいろいろな意見を持っている。AさんとBさんとCさんがいるときに、ある問題についてはAさんとBさんは意見が一致するけれども、Cさんは別。だけれども、異なる問題はAさんとCさんが意見が一致するけれども、Bさんは別。これは当たり前のことで、それが何千、何万、何十万あるいは何百万という自治体によっては、その多様な意見を丹念にどうやって合意形成に結びつけていくのか。その場にも必ず最終的に導き出された結論に反対の方もいらっしゃるでしょうけれども、その方々の懸念をどうやって払拭するのか。そのプロセスを明確にした上で、しかし、行政を進めていく上では必ず一定の年限までの間に結論を導き出さなければいけないということにもなるわけがあります。

したがって、そのことについて実際に参加すればするほど、多くの方が民主主義の難しさを理解するでしょうし、地方自治というのはそういう形で多様な意見をどのように全体

の方向感としてまとめていくか、まさに民主主義のためというより一人一人の生活のために、そういう丹念な作業を繰り返していかなければいけない、そういう場だと思います。

憲法でどう規定されているかといいますと、地方自治の本旨が92条に書かれております。非常に簡単な条文であります、奥深い。「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」。これに基づいていっぱい法律ができていますが、では地方自治の本旨というのは一体何だろう。これは一人一人がこの地方自治の本旨について考えをめぐらせていかなければいけない。このように思うわけです。分権改革の歩みは今までの中で本当に15分、20分の間ですが、簡単に振り返りました。そのもっと前にも平成5年の国会決議に至るまでの先人の努力があるわけですが、このあたりについてはまたそれぞれ御興味のある方、考察をしていただければと思います。

そして、私が申し上げたいのは、この地方自治なのですが、これはよく講義などでも分類されますけれども、大きく言うと2つ。団体自治と住民自治の2つで成り立っている。これが地方自治であろうと思います。

そして、この団体自治というのは、団体としての地方公共団体が国のさまざまな束縛のようなものから逃れて自由な意思決定ができる。行政分野というものが1つあるとすると、それぞれの中で自治体が自立的に物事を決められる。そういう自治の領域を従来からどんどん広げてきているわけですが、そういうものについて防衛とか外交については、これは国家としての責任ということで、国、中央政府がこの問題に最大の責任を負っているものだと思いますが、それ以外の多くの分野は自治体が自分たちの意思で決めていく。これが団体自治ということになると思います。

もう一つ、住民自治と言われているもの。これは団体自治というものとは別に、自己統治のようなもの。住民自治の恐らく一番今、世界で行われている中で素朴な住民自治というと、スイスのゲマインデといったような仕組み、住民総会にその姿が出ているのではないかと。あるいは歴史的に見るとアメリカの東海岸、ニューイングランド地方が発祥だと言われていますが、タウンミーティング。いろいろな大きな問題についてみんなが集まってタウンミーティングであだこうだ言う。こんなところが住民自治の姿を今に伝えているものではないかと思います。そして、私は是非この住民自治の力をもっともっと強くしていく必要があるのではないかと。

先ほど来、地方分権の流れ、歴史をごくごく簡単に申し上げました。特に権限の委譲は第1次分権改革あるいは第2次分権改革でも行われたのですが、この2つの分け方で言うとまさに団体自治の中に入っているものであって、国も政府の中で〇〇省とありますが、そのある省が持っていた権限を都道府県や自治体、市町村に権限を移していく。これが団体自治を強化する中で行われてきたものだと思います。これがこれまでの分権改革の中でかなり主要な取組として行われてきた。

したがって、こういう分権改革を批判するというか、あるいは分権改革についていろいろおっしゃる方の中には、地方分権改革はただ単に首長の力を強くするためだけに行われ

たのではないか。もしこれが団体自治だけ強くする、団体自治を確立することで行われたということであれば、あながちその批判も当たっていないというわけではないと思います。そうではなくて、むしろこういうそれぞれの自治体が住民で選んだ代表、首長さんがそれを行行使する上での権限が強くなったのであれば、今度は住民自治をより質の高いものにしていくという努力をしていかなければいけないわけで、よりよい地方自治のためにごくごく当たり前のことですが、透明性高く、説明責任もきちんと果たす。こういうことによって強くなった権限を適正に行行使していく。住民がきちんとその権限行使が適切か、議会を通したり、あるいは直接監視をする。場合によっては日本の場合もリコールなどの制度があるわけですから、そういった制度を適切に運用する。こんなことが地方自治の中でも必要なのではないかと思います。

そして今、新たな課題がいろいろ出てきました。人口減少、少子高齢化、特に社会保障制度は高齢者だけではなくて、社会保障は少子化問題まで含めた社会保障ということになりますが、その持続可能性が大変疑われている。そして、一方で格差、貧困。日本はまだまだ格差、貧困や社会の分断はアメリカなどに比べるとずっと少ない国だと言われていますが、油断しているとこういった問題もだんだん人口減少、少子高齢化の中で、世代間の例えば格差の問題などがじわじわ出てきているのではないかと。そんなことも言われています。やはり、こういった新たな課題にきちんと対応していける強い強靱な地方自治制度をつくっていく必要があると思います。

最後に、目指す社会像なのですが、私は先人がつくってきた分権改革、そして団体自治もかなり確立されてきた。住民自治もまさにこういう説明責任等々、きちんと果たした透明性の高い手続で行われていくことが相当意識されてきていると思いますが、こうしたことをもっともっと進めて、自立と連携、競争から共生、社会的包摂と書いておられますが、まさにこれから我々はそれぞれの自治体ではなくて一人一人の住民が、地域がきちんと自立できるように、そしてお互いがしっかりと連携できるように、競争だけではなくてきちんと共生できるように、そして弱い人たちに対しては社会全体で包み込むような社会的包摂。これがしっかりと実現できるような社会を目指していくというのが、これからの目指す姿ではないかと思います。

今の現実社会を見ると、そうは言っても一人一人の人たちがいろいろな仕事もあるでしょうし、毎日毎日忙しい中でどれだけきちんと自治に参加できるか。忙しいから難しいよとおっしゃる方もいます。確かにそうかもしれません。しかし、私はコミュニティーというもの、市町村は合併でかなりでかくなりましたけれども、コミュニティー単位というものをもう一度考え直して、その中で少しでも地域の人たちのいろいろな問題を自らの問題と考えると、そして、この分野だったら私は出ていっていろいろなことに参加できるということ、そういう社会を少しでも多くつくり出していくことが、これからの地方自治の中で必要になるのではないかと。そういう経験を通じていろいろな社会活動に参加できるような社会にしていけば、冒頭に「地方自治は民主主義の学校である」ということが出てきまし

たけれども、まさに民主主義の学校としての地方自治が、日本においてしっかりと根付くのではないかと考えているところでございます。

時間がまいりました。私の冒頭の基調講演は以上にさせていただきたいと思います。どうも今日はありがとうございました。(拍手)

○司会 増田様、どうもありがとうございました。いま一度、大きな拍手でお送りください。ありがとうございました。(拍手)

続きまして、法政大学法学部教授、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会長、高橋滋様に御講演をいただきます。

本日は、「地方の声で国の制度が変わる提案募集方式」と題しまして御講演を頂戴いたします。

それでは、御準備が整いましたら高橋様、どうぞよろしくお願いいたします。

■基調講演

「地方の声で国の制度が変わる提案募集方式」
地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会長
法政大学法学部 教授
高橋 滋

○高橋氏 どうも御紹介いただきました、法政大学の高橋でございます。(拍手)

私からは、ただいまの増田先生のお話を受けまして、現在の地方分権の作業の現状と課題につきまして、主に提案募集方式について中心にお話をしていきたいと思います。

先ほどもお話にありましたように、地方分権の経緯を振り返りますと、国の法令の縛りを緩める。国の行政機関の関与を廃止して縮減する。こういう作業だったと思います。それによって地方公共団体が本当に自主的、自立的に自ら責任を持って地方の課題を解決するという体制が出来上がったのではないかと私自身は思っています。

そこで、この大きな2次分権が終わった後の現在において、どのような課題があるのか。どのように地方分権を進めていけばいいのかということになります。

この点については、地方分権改革有識者会議の総括と展望という文書がございまして、わかりやすく2次にわたる分権の後の課題を捉えていただいております。青いところが今までの分権の作業の特徴であり、地方分権の理念は確立した。ただし、その方法は実は国主導による集中的な取組だったということになります。そして、地方全体に共通の基盤を確立する。機関委任事務の廃止の話であるとか、そういうことになります。さらには法的

な自主自立性の拡充を行う。先ほどの増田先生のお言葉であれば、団体自治を拡充することだったと思います。そして地方分権に向けた世論喚起も行う。こういう分権の進め方だったということになります。

そして、では、2次分権が終わった後の分権をどのように進めていくのかという点についてが、まずは、2次にわたる分権で確立された理念を継承し発展させることが大切です。これは当然のことです。ただし、その一方で、新しく地方の発意に根差した息の長い取組をしていく必要がある。そして、一律に改革を進めるのではなくて、地方の多様性を重んじた取組を行う。さらに、団体自治の拡充に重点を置いた今までの分権とは違って、真の住民自治を確立する取組に重点を移すということ。さらには、それと住民自治の確立を相互作用として進めるために、改革の成果を継続的・効果的に情報発信する。これが新しい分権のやり方である、とまとめていただいたと思います。

私が今日お話したいのは、まず、この新しい分権の進め方の中で、その中核として取り組まれている提案募集方式が、それぞれの課題を推進するための有効な方法として機能しているということであり、この点を最初にお話をしていきたいと思います。

提案募集方式においては、現場の声や日常の業務を通じて、各自治体が国の行う事務や権限を全国一律に定めるような基準について、地域の実情に合わなくなったようなもの、そして、新たな取組を行う上で支障となっているようなもの、このような地域の課題を見つけ出して提案を行っていく。これが、提案募集方式の1つの肝であると思います。

今までの国の法令どおりのやり方、さらには国の行政機関が発出したとおりのやり方では、決してこういう地域の課題を掘り起こすことはできません。逆に言いますと、2次の分権にわたって確立された理念、すなわち、地域の行政については、地方公共団体が責任を持って解決していく。こういう形で、自分の責任でもって自主的、自立的に地方の行政をしていく中でこそ、いろいろな問題点がわかってくる。そして、そのわかってきた問題点の解決策を地方が提案する。これが分権改革の中心的な意味なのだとは私は思うわけです。まさにそれこそが2つの分権で確立された団体自治を、自らのものとして発展、継承していく、地方公共団体自らが発展、継承していく作業である、とっております。

次に、もう一つの特色ですが、提案募集方式にございますように、法令の改正等を各担当府省にお願いするには、その必要性や正当性を裏付ける事実を踏まえて提案していくことが重要です。これがもう1つの提案募集方式の特色であると言われております。

これに対しまして、先ほども申しましたように、今までの地方分権は実は国主導による集中的な取組であった。そのような取組の中では、地方団体やさまざまな地方の公務員の皆様からの声を受けて、これを媒介にして担当省庁に働きかけるという作業は行いました。しかし、結局は委員会方式という形により上から改革を進める。そこでは、結局、理念。このように改革するのが憲法に則した改革である。そういう意味での理念的なやりとりが、2つの分権では中心であったのではないか。そのように、私は思っております。

現に、私も第2次地方分権の義務付け・枠付けの廃止・縮減では、そのような作業を、

小早川ワーキンググループの一員として、各省との間で行ってきました。

それに対して現在の提案募集方式は、地域の実情や現実の問題点を踏まえて、リアルな形で各府省に検討をお願いしていく。

そういう意味では元に戻りますが、スライドの言葉を借りれば、地域の発意に根差した改革である、ということになるかと思えます。

スライド6になりますが、提案募集方式は刻々と変化する地方の現場、社会情勢や経済状況が刻々と変化する中で、日々新しい課題が地方政治に生じてくる。その中で現場で発生したいろいろな問題を実際の支障に即して解決するという仕組みだと思えます。そういう意味ではまさに日々発生する、年度ごとに発生する問題を発見し、提案につなげていくという点では、極めて息が長い継続的な改革であると同時に、あわせてスライドに記載がありますように、大きな制度改革は1回の大規模な改革ではなくて、2年、3年とフォローアップを続けていく中で地道に時間をかけながら解きほぐして解決していく。そういう意味でもまさに息が長い改革だと思えます。

そういう意味では、地方からの発意に根差して息の長い取組を行う。そういうことになるかと思えます。

さらに申し上げれば、今回の地方分権提案募集方式の1つのメリットというのは、制度の改革だけではなくて、政省令の改革などのような一般的な改革ではなくて、通知や要領、要項の改正、そういう意味では、運用の改正で対応できるところにも重点を置いて、各省と制度改革について、運用改革についてのお願いをしているということになります。

このような取組により、地域の多様性、運用ですから画一的に変えるのではなく、その地域に合った形で運用を、特例を認めるという形での改正もできます。そういう意味では地域の多様性を重んじた取組も可能である。団体自治の観点から制度を一律に変えるのではなくて、地域の実情に応じた改革を行うことができる点でメリットがあるということになるかと思えます。

これが、現在の推進体制でございますが、神野座長の下で、私の所属する部会が主に地方提案を受け取りまして、地方分権改革担当室の皆さんと協力して各府省と交渉しているということになります。

次のお話でございますが、ここまで、地方分権改革の中心的な課題であります提案募集方式の特徴をお話してきたのですが、この提案募集方式、5年を経過いたしました。そして、その5年を経過した中で、特に強調すべき点が出てまいりました。以下、多少お話をしたいと思いますが、それは何かというと、まずは自治体が権限と責任を持って自ら住民と向き合う中で、住民サービスの向上が可能になる。提案募集方式を通じながらサービス向上が図られて、それによって住民参画型の行政を自治体自身が進めるということの大きな手段になり得る。これが5年目を迎えた1つの経験としてわかってきたことです。

この点は、地方創生との関係でも明らかでありまして、現在、地方団体の関係者の皆様は、地方創生に大規模に取り組まれていると思えます。そして、地方分権というのはまさ

に地域を豊かにする。そのネットワークの中心にいる地方自治体をより強力な存在として強化していく。そういう意味では、地方創生と地方分権とは共通する課題があるのだろうと私も思っています。そういう観点から、この地方創生に関わる閣議決定におきましても、地方分権との連携が適切に位置付けられておりまして、スライドにございますように、地方分権と適切に連携するということが言われています。

その上で、地方創生の中でも、地方分権改革に対する提案募集については、いかに実現するかという基本姿勢に立って、提案の最大限の実現を図るとともに、改革の成果を国民が実感できるように、優良事例の普及や情報発信の強化に努めていくことが強調されているということです。今、申し上げましたように、地方分権改革、特に現在の中心的な課題であります提案募集方式によって、このように地方の現場がよくなった、ということに住民の皆さんに実感していただく。国民の皆様にも実感していただく。それを武器にして、より一段高いさまざまな提案募集、新しい地方自治体の運営の在り方を、住民の皆さんと自治体の職員の皆さんが共同して発見していく。これが、現在の地方分権では重要な課題であることがわかったということでもあります。

このような観点から、もう一回、前半の話を確認させていただければ、現在、新しく位置付けられている新しい地方分権のやり方として5つの柱が立てられている。その5つの柱を推進する上で、赤字として強調してございますように、まず、提案募集方式は改革の理念を継承して発展させるための手段でもある。さらには地方の発意に根差した息の長い取組を行うための武器にもなる。そして、地方の多様性を重んじた取組を可能にする制度、取組である。さらには、後半で強調させていただきましたように、真の住民自治を確立する。そして、そのために改革の成果を継続的、効果的に発信しつつ、より高いレベルでの住民自治の充実を図っていく。そのための制度として提案募集方式が非常に有効であるということを、ここでは強調させていただきたいということでございます。

次は後半のお話でございますが、地方分権の提案に対するこれまでの提案募集方式の成果をざっとお話しさせていただきたいと思えます。

初年度が平成26年で、実際の提案のやりとり、各省庁のやりとりに至ったのが535、初年度には多くの提案をいただきました。その後、持続可能となるのかを私は担当として危惧しておったのですが、幸いにしてそんなに大きな減り方はなくて、さらに言うと平成28年から29年には逆に増えております。右肩下がりだったのがまた増えていく方向に変わってきた。これは心強い限りであります。

さらに申しますと、提案の実現率ですが、当初は我々も担当室も相手方省庁も慣れておりませんでしたので、うまく妥協点を見出すことができなかったのですが、現在は4年目が終わるということもあり、法令改正に至らなくても柔軟な運用の改正でも大きな成果があるんだということがわかってまいりました。そこで、達成率は何と現在90%、ほぼ提案の9割が実現するという達成率になってございます。

提案の成果を私なりに分析しますと3類型に分けられると思えます。

1つが、懸案だった課題が地方提案の迫力で各省に認めていただいたというもの。

それから、新たな政策課題に取り組むときに、今まで問題でなかった制度でも支障となってきたということが実感されて改革提案が出てきた。それが実現されたということ。

そして、さらなる行政の効率化、合理化につながる提案があったということだと思います。

それぞれ1つずつ、時間の関係もございますので御紹介したいと思います。

第1類型のなかでは2番目のハローワークであります。皆様よく御存じだと思いますが、スライド15を御覧ください。地方の商工部門、民生部門が住民と極めて密接なつながりを持っているにもかかわらず、そのつながりが雇用のあっせんには生かせなかった。そのあっせんの結果を、住民の福祉であるとか、さまざまな産業振興の施策に生かすことができなかった。悔しい思いを地方公共団体の方はされてきたのだと思います。非常に長い経過をたどりましたが、地方公共団体からの粘り強い提案をしていただきまして、これは雇用部会で私どもの部会の案件ではなかったのですが、同じ提案を受けた、改革されたという点では大きな成果でございました。

次の類型は新たな政策への課題という視点からのものです。これについては、平成27年度の空き家への短期居住等の旅館業法が適用されない場合の明確化の話を申し上げたいと思います。

スライド17を御覧ください。今までは別に旅館業法を運用していて何の問題もなかったのです。しかしながら、地方創生でJターン、Iターンの方を地方に受け入れたいというときに、まずいきなり地方にいらっしゃることはありません。どこかでお試し居住をして、自分が本当にその地域でなじめるのかどうかというのを試してみて、実際に溶け込めるといった実感が湧いたときに初めて移住ということになる。そのお試し居住をしていただくときに、地方公共団体があっせん・紹介しようとするときに、地方の空き家を活用したい。自治体が責任を持ってマッチングをして、現在空いている家の持ち主さんとJターン、Iターンの人をマッチングして、それでお試し居住をやってもらいたいという提案でした。これは地方創生にはぴったりのお仕事なのですが、ここで障害になったのが旅館業法だった。旅館業法でこういうものは許可を受けないと、地方公共団体だつてできない、というのが当初の厚生労働省の見解でありました。

しかしながら、許可を受けるとするのはハードルが高く、このお試し住宅について許可を受けることはほとんど難しいということになりました。旅館業法の適用にならないということを厚労省に確認していくために、さまざまな努力をいたしました。

結果としては、スライドにございますように、対象物件を自治体が特定して、お試し移住の希望者が実際に居住する意思を自治体が確認すれば、それは通常の営業ではないので旅館業法の適用は受けませんということで、厚労省に納得をしていただきました。こういう作業がこの類型の典型です。自治体が国の通知等の言うことを機械的に聞く、という運用ではなくて、地方創生とか新しい課題を発見しようとするときに、今までの制度の支障

が発見される。それを提案募集方式で突破して、自らの自治体に適合的な制度運用を勝ち取っていく。これが提案募集方式の大きなメリットであるかと思えます。

最後に、合理化の観点からの御紹介はここにございますが、老人ホームと障害者老人ホームの合築の話でございます。

障害者のグループホームは、健常者と適切に交流ができるように閉鎖的になってはいけないということになっています。入所という閉鎖的な施設の外になければいけない。これは1つの理念です。障害者福祉の1つの大きな理念です。

しかしながら、江戸川区としては施設の確保の関係上、面積的に見て、合築を同じ敷地に建てることを検討せざるを得ない、ということになりました。

そこで、この2つの視点の矛盾をどのように解決するのかというのが問題となり、これも担当は厚生労働省だと思えますが、一定の場合、すなわち、まず、一般の住宅と同様に利用者の家族や地域住民との交流の場が適切に確保されている。利用者の選択によらず日中及び夜間を通して利用者の生活がグループホームと併設事業所で完結する仕組みとはならないこと。こういう形で開放性を確保することによって併設が可能になった。これも、江戸川区のような自治体における開発可能な面積が狭い中で効率的、効果的に自らの行政課題を推進する上で障害となった支障を提案募集方式で突破することができた例である。そういう象徴的な事例であろう、と私は思う次第でございます。

そういう意味で、再び、この図、頻繁に出てきて大変申しわけございませんが、今までの分権、要するに2次の分権によって確立された理念を継承しながら発展させるための手段として、提案募集方式が大きな役割を果たすことができるということ。そして、国による集中的な取組ではなくて、地方が自主自立的に2次にわたる分権で保障された自主自立性を発揮する中で発見した障害を提案する。そういう意味で地方の発意に根差した息の長い取組になり得るという点で、提案募集方式は大きな意味があるということ。

そして、地方の多様性を法律改正や政令改正にこだわらずに、地域の特性に応じて柔軟な取扱いができるという特長を追求できる改革方式であること。そして、最近の経験では、団体自治の確立が我々の前の分権であったのに対して、現在の分権は住民自治、住民を巻き込みながら地方の課題を提案し、その成果を住民に還元することによってより高い住民自治を目指すという手段になる上で、提案募集方式が重要であるということを申し上げる、これが、本日の私のお話しの狙いの一つでございました。

次の現在の分権の課題に移ります。提案募集方式の理想形、我々は、それはこのスライドに示した第3番目の形である、と思っています。

まず今までの国主導の分権は、国が何を分権するかを決めていた。地方は必ずしも積極的な立場には位置付けられていなかったということになります。

それに対して今の提案募集方式、徐々に軌道に乗ってまいりましたが、地方が自らの発意に基づいて行う。これは理念どおりなのですが、しかしながら、その地方の中には、まだまだ受け身の自治体もいらっちゃって、提案を行う自治体とそうでない自治体の間の温

度差が極めて大きくなっている。こういう問題点があるという段階だと、我々は考えております。

そして、提案募集方式のあるべき姿というのは、第三番目にありますように、住民の声を提案に反映させる取組を続け、分権の改革の成果を、地方分権提案募集方式で獲得した成果を住民に還元する取組をさらに各自治体が行うことで、住民サービスの向上や提案の持続性の確保につなげる。そして、これらの成果を武器にして、さらに高いレベルでの提案をしていただき、改革を進めて、より高い次元に住民自治を押し上げていく。これがあべき地方分権だと思っております。

そういう意味で、大臣の御挨拶にもありましたように、まだまだ提案自治体の数は少ないという現状がある。それを何とかしていただくというのが、重要なこととなります。

そのためには、繰り返しになりますが、成果を還元していく。幅広い住民の参加を得て、より豊かな提案をしていただくことが極めて重要であります。

このスライドの図は、理想的な展開を図式化したものです。まずは、提案をしていただき、それを調整する中で制度・運用の改革を実現し、その成果を地方に取組として還元して住民に発信していく。その成果を踏まえ、さらに高い段階での提案を獲得し、地方分権をより高みに進めていくというのが理想的な改革である、ということになります。

地方公共団体の皆さんにあらまはしては、分権を定着させ、住民自治の概念を充実させる、住民自治を拡充させる手段として、是非提案募集方式を活用していただきたいと思っております。さらには地方公共団体で現実に地方を支えていらっしゃる市民の皆様方におかれましては、是非御自身の身の回りにある行政課題を発掘していただきまして、積極的に自治体に提案をしていただきたい、というのが私どもの思いでございます。それが地方分権を進化させ、発展させることにつながるということを確認いたしまして、本日の話を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○司会 高橋様、どうもありがとうございました。いま一度、大きな拍手をお送りください。ありがとうございました。(拍手)

さて、ここで15時まで休憩とさせていただきます。

また、休憩の合間を活用いたしまして、この後、14時45分頃より地方分権改革推進MVPの授与式を行います。御関心がある方は、よろしければお付き合ってください。

(休 憩)

○司会 さて、この休憩中に行われます地方分権改革推進MVPの授与式に先立ちまして、この趣旨について御案内をさせていただきたいと思っております。

地方分権改革に関する提案募集において、提案の掘り起こしや提案実現後の取組など、

地域の実情を踏まえた独自の工夫に努め、ほかの地方公共団体などの模範となるような功労が認められた者にMVPを授与し、広く周知することにより、提案募集方式の一層の普及や改革の参加者の拡大に資することを目的として、内閣府が今回初めて行うものです。この後、この休憩中の間にその授与式を行います。

それでは、ここでMVPに選ばれました5団体の取組を御紹介いたしましょう。

まずは兵庫県 企画県民部 政策調整局 広域調整課「庁内外の連携による提案募集への対応」です。兵庫県では、各市町から支障事例を募り、県と市町が共同で提案する仕組みを構築しています。これにより提案件数の確保と、現場の意見に基づく提案内容の質の向上に努めています。

次に、豊田市 総務部 行政改革推進課「職員提案制度の活用、表彰による職員のモチベーション向上」です。豊田市では改革・創造思考に根差した挑戦する職員を目指す人材育成のもとで、職員提案制度を実施しており、その一環として国へのチャレンジ提案の庁内募集を行っています。また、実現した提案を行った職員を市長が表彰し、庁内広報紙でも紹介することで、職員のモチベーション向上につながっています。

続いて、山梨県町村会振興課「町村会の後押しにより全町村共同提案を実現する」です。県内8町6村の提案検討をサポートするため、平成28年2月に山梨県町村会がワーキンググループを設置しました。ここで支障事例の発掘を呼びかけ、集まった支障事例の精査や補強などを全メンバーで行うことにより、効果的な共同提案につながりました。

次に、大分県 総務部 市町村振興課「既存の会議を活用した県の後押しにより全市町村共同提案を実現」です。県内18市町村の提案検討をサポートするため、既存のワーキンググループを活用して1団体1提案を呼びかけ、支障事例の磨き上げなどを行ってきました。内閣府との連携、調整は大分県が担うことで市町村の負担を軽減し、ワーキンググループで検討した案件が全市町村の共同提案につながりました。

最後に、島牧村福祉課「事前相談を活用した村の初提案により柔軟な介護福祉サービスが可能に」です。北海道にある人口約1,500人の島牧村において、小規模多機能型居宅介護の平成31年度事業開始に向け、要支援者を対象とした介護サービスを提供するため、居間や食堂を共用できないか、内閣府への事前相談をきっかけに全国初の村からの提案となりました。提案の実現により共用が可能となり、限られたスペースやマンパワーを効率的に活用した介護福祉サービスの提供が期待されます。

以上、これらの取組の詳細は、お配りいたしました「平成30年版 地方分権改革・提案募集方式ハンドブック」にて掲載されていますので、是非御参照ください。

それでは、これより内閣府地方分権改革推進室次長、大村慎一よりMVPの授与を行います。

○大村次長 地方分権改革推進MVP、兵庫県 企画県民部 政策調整局 広域調整課殿。

貴殿は、地方分権改革の理念に基づき、提案募集方式を活用した取組に精励され、その工夫や努力は他の模範であります。よって、その功労を称え、敬意を表します。

平成30年3月19日、内閣府地方分権改革推進室次長、大村慎一、加瀬徳幸。

おめでとうございます。(拍手)

豊田市 総務部 行政改革推進課殿、以下同文です。おめでとうございます。(拍手)

山梨県町村会殿、以下同文です。おめでとうございます。(拍手)

大分県 総務部 市町村振興課殿、以下同文です。おめでとうございます。(拍手)

島牧村福祉課殿、以下同文です。おめでとうございます。(拍手)

○司会 ありがとうございます。

それでは、写真撮影を行いますので、ステージ中央に皆様お集まりください。

ありがとうございました。では、会場の皆様、MVPを授与された各団体にいま一度、大きな拍手をお送りください。おめでとうございます。(拍手)

これをもちまして、地方分権改革推進MVPの授与式を終了させていただきます。

それでは、休憩は15時までとなっておりますので、この後の講演も皆様是非お付き合いください。

(休 憩)

○司会 皆様、大変長らくお待たせいたしました。

それでは、お時間になりましたので、ここからのお時間はパネルディスカッションを始めさせていただきます。

まずは、こちらステージのパネリストの皆様を御紹介いたします。

向かって左手より、豊田市長、太田稔彦様。

学習院大学法科大学院教授、大橋洋一様。

事業構想大学院大学学長、宣伝会議取締役、田中里沙様。

NPO法人わははネット理事長、中橋恵美子様。

十勝バス株式会社代表取締役社長、野村文吾様。

そして、本日コーディネーターを務めていただきますのは、毎日新聞社論説副委員長の人羅格様です。

では、ここからの進行につきましては人羅様、どうぞよろしく願いいたします。

■パネルディスカッション

「提案募集方式による地方分権改革の成果と展開」

<パネリスト>

太田 稔彦氏 豊田市長

大橋 洋一氏 学習院大学法科大学院 教授

田中 里沙氏 事業構想大学院大学 学長、宣伝会議 取締役

中橋 恵美子氏 NPO法人わははネット 理事長

野村 文吾氏 十勝バス株式会社 代表取締役社長

<コーディネーター>

人羅 格氏 毎日新聞社 論説副委員長

○人羅氏 どうも皆さん、こんにちは。今日パネル討論のコーディネーターを務めさせていただきます人羅と申します。今日はよろしくお願い申し上げます。

先ほど来、地方分権のシンポジウムということで、まず増田寛也先生と高橋滋先生のお話を伺いました。

まず増田先生のお話は、地方分権の大きな流れについてのお話でした。第1期分権改革、第2期分権改革、2つの波があって、1期の分権改革というのは、これまでどちらかというと上下主従であった国と地方の関係を、対等協力といったものに変えていこうということで、機関委任事務という押しつけ的なものがなくなったということで、ここに大きな意味があった。

そして、では第2期分権改革はどういったところかということ、義務付け・枠付けといった国がそれでもまだいろいろ行政を縛っている。これについてできるだけ行政の裁量度、自由度といったものを高めようということで、その2期分権改革が続いて、そして今の提案募集につながっているという流れを概括的にお話しいただいたということだと思います。そして民主主義の学校と言われているように、住民自治というものをこれからいよいよ発揮していかなければならないというお話だったと思います。

続いて高橋先生のお話ですけれども、その提案募集方式のことについて、これはまさにこれから地方から、これまでどちらかということと分権改革というのは国の中でこういうことをやっていいですよという形で、国主導分権の嫌いがあったのではありませんかと。これから地方からいろいろものを言って、それで住民も加わって分権を進めていこう。こういうものに非常に提案募集というのは即しているという御説明でありました。

話の中で非常になかなかなるほどと思ったのは、今、皆さんの自治体でも地方創生をやっていますね。ここの中で、これと地方分権が全く平行線で進んでいたのでは困るなど思っていたのですけれども、さすがに去年の地方創生の戦略をつくるに当たって、きちんと提案募集で言ったことは地方創生に関するものは最大限、実現を図れというふうに決めているのです。なるほどと思って伺いました。

ということで、提案募集ということの取組についてのお話をいただいたということになります。

ただ、先ほど話にもありましたとおり、それでは自治体がこぞって提案募集しているかということ、まだまだ残念ながら成果が上がっているものの、比率で言うとそれほど高くは

なっていないようだ。これから裾野をどうやって広げていくのかという中で、今日はそれぞれの分野で活躍している皆さんに、そのヒントと取組を具体的な形でお話をいただければというのがこのパネルの趣旨でございます。

提案募集の成果と展開ということについてお話をいただければというふうに、今日はよろしく願いいたします。

まず、提案募集方式について意義、そもそも何ゆえの提案募集か、そしてどういう目標になっていくのかというところのお話を伺いたと思います。

まず学習院大学法科大学院教授の大橋先生、大橋先生は高橋先生とともに、この提案募集の普及に努められておられます。ということで、より先生の話の踏まえた形でさらにお話を伺えればと思います。よろしく願いします。

○大橋氏 ただいま御紹介に預かりました大橋でございます。

私は先ほど講演を行いました高橋部会長と御一緒して、地方から上がってくる提案について、いわば訴訟代理人のような形で案件を国の省庁に訴えるというようなことをやっております。そういう案件の中で特にタフな案件が私どものところに上がってきますので、そこで交渉している実情と申しますか、実態についてお話ししたいと思います。

見ていただくとわかりますように、とにかく提案の対象が非常に広範だということがあります。特に医療・福祉関係が非常に多いわけですがけれども、ここ数年、子ども・子育て関係のものや地域公共交通関係のものも多く見られます。ですから、私どもが提案をいろいろ拝見いたしますと、地方で今、何が起きているのかということとか、地方から一種の悲鳴のようなものが聞こえてきます。これを全体として見ますと、人口減少社会とか少子高齢化社会に向かっていく中で出てきた課題がふんだんに盛り込まれておまして、一言で言いますと、制度と現実とのギャップが突きつけられるというようなことです。そこに挙げたような多様なものが上がってまいります。

その提案の実現率なのですが、ここに挙げましたように、平成29年度を見ますと89.9%、9割近い、これは極めて高い数字になっています。これは、ほかの制度と比べますと、例えば市民の人が裁判所に行政機関の活動を是正してくださいと言って行政訴訟を起こすと、勝訴率が今8.9%。行政機関にここを直してくださいと言って不服申し立てをする場合に、これは国の審議会の数字ですが、これが17.5%ということです。これと比較すると、非常に高い数字となっています。同時に、これから提案を受けて、クリスマスくらいには一括法案という形で閣議決定されますので、たかだか半年少しの間でスピード感を持って提案の高い実現を図っているところが特色になります。

改善提案と申しますと、皆さんは何か法律を直す仕組みではないかという第一印象を持つかもしれませんが、けれども、実は提案は、ここが困っているという形で出てくるので、その原因が法律にあるかどうかかわからないわけです。場合によっては、法律を直さなければいけないかもしれないし、政令かもしれないし、省令かもしれない。

平成29年の数字を少し御紹介しますと、法律の改正に至ったのが20%、政令・省令が7%という数字になっています。ですから、むしろ通知・通達を直すというところにつながったのが53%、周知徹底を図ってくださいという運用改善が20%です。案外、通知・通達のところにメスを入れる道具になっているということだと思います。

つまり、行政の現場ですと非常に地方公共団体にとっては膨大で不親切で概観性に欠けた国の通達の森のようなものがあって、それがあのおかげで、自信を持ってないという現実があって、技術的な助言だとは言うのですけれども、少しはっきりさせてもらって書き換えてもらったり、新しいものを出してもらったり、提案内容をやっても全然問題ありませんということのお墨つきをもらう。そういうことをやっている中で、少し問題の所在がはっきりしてきたということがあるのかなと思います。

この仕組みの全体像ですけれども、これは職員の方が市民の方とコミュニケーションをとって感受性豊かに問題発見していただいて、それを制度提案という形で国にぶつけていただく。それを内閣府がお手伝いしますし、私どももお手伝いする。それによって改善が地方に示されるというわけです。結果として改善があると、市民の人にとってみたら今まで子供を預かってもらえなかったものが預かってもらえとか、バス路線が増えるというような形で、具体的に成果が実感できるという点が、多分、今までの分権改革とは違うところかなという気がいたします。

また、職員の人に対してのインパクトというのもあります。私は地方ブロック会議で地方の方とお会いしたときに、「大橋さん、この制度すごいですね」と言われて、何のことかよくわからなかったのですけれども、今までだったら法律にAと書いてあったらA以外あり得ないのに、Bという提案をして実際に国の制度が変わったということです。こういうことが今までなかったんだということで、このような形で国と地方の間の対流が促進されると同時に、住民自治の実現を実感できる。こういうところに、この制度のポイントがあるのかなと思います。

以上です。

○人羅氏 ありがとうございます。

通知の見直しに威力を発揮しているというお話を興味深く伺いました。

続きまして、分権改革を担っている自治体の立場から、豊田市の太田稔彦市長に伺います。

豊田市でこれまで進められている提案募集の実績等も含めて御紹介いただければと思います。よろしくをお願いします。

○太田氏 豊田市長の太田と申します。よろしくをお願いします。

まずこの表紙なのですけれども、これは豊田スタジアムです。来年のラグビーワールドカップの会場の1つになっていますので、また是非来年、お越しいただきたいと思います。

豊田市は御案内のとおり、トヨタ自動車の本社のある車のまちなのですけれども、一方で平成17年の平成の大合併で7割が森林というまちなになっています。過疎化の問題、高齢化の問題、少子化の問題あるいは鳥獣害の問題、いろいろな課題を抱えているまちであります。

本題に入りますけれども、これまでの取組実績ということで、豊田市からの提案制度に対しましては本提案の欄を御覧いただきたいのですけれども、全部で4年間で19件になっています。そのうち実現したのが10件です。

本提案の中でどういうものが実現したかというのは、代表例をここに書いておりますのでまた御覧いただけたらと思うのですが、実は平成26年度の本提案の中で2件、現行規定により対応可能という回答をいただきました。正直、ショックだったのですけれども、改めてこちら側の勉強不足を思いましたし、そういう提案をすることによって国の担当の皆さんがそれだけ時間を割きますので、迷惑をかけてしまったなというのが正直なところです。

ただ、こうやって10件豊田市の提案が実現されたことによって、もちろん職員も仕事のやりがいを感じていますし、市民の皆さんにもダイレクトに影響しますし、何よりも地方は感謝を申し上げているということ、特に国の省庁の方にはお伝えしたいなと思います。

庁内応募という欄を御覧いただきたいのですけれども、4年間の合計が52件です。

これは一体どういうことかといいますと、豊田市は職員提案制度というものを従前から持っております。昭和40年代ぐらいからの取組なのですけれども、約9割の職員が年間最低1件は何らかの提案をするということです。今年度はちなみに7,060件です。

こちらの業務改善プロジェクトというのは、いわゆるQCサークルです。簡単な提案ではなくて、腰を据えてチームで議論しないと解決策が見出せないようなものは、こちらの仕組みの中で業務改善をしていく。加えてリーダーが必要になってきますので、とりわけ若手の職員の中でリーダー養成研修をして、こういうものの中で職員力、組織力の強化を図っているということです。

豊田市の改善提案、例えばどのようなものがあるかといいますと、実は先ほども控え室でパネラーの皆さんとお話した中で私が名刺を差し上げたのですけれども、私の名刺の中にはQRコードを6つ載せてあります。それぞれFacebookであったり、YouTubeであったり、豊田市のホームページであったり、いろいろなところへ飛んでいくのですが、そうやって効果的に情報発信しようと。

こういう取組は、例えば若い人たちに対して行政情報をどう提供するのかというのはとても課題なのです。その課題を解決する1つの手法として成人式の開催案内を出すときにあわせていろいろな課が、この情報を是非成人に届けたいというペーパーがどんどん集まるのです。それを1つの封筒に入れて配っていました。ところが、その方式というのはほとんど見てもらえません。

それでどのように変えたかといいますと、1枚のはがきにQRコードを幾つか並べて、こ

のQRコードが一体何の情報か簡単に記載して、それをみんなに届けるという方法に変えたのです。そのことによってピラを集めるだとか、封筒詰めするだとか、いろいろな手作業にかかる時間が削減できたということと、郵送料も削減できますし、手間暇、郵送料、実費、いろいろなものが削減できたというような業務改善に取り組みましたという提案が、この7,060件の中の例えば1つです。

あるいは市税の納付はコンビニ利用ができるようになってはいますが、コンビニの納付書の中にバーコードがあります。そのバーコードが納付期限まで使えるバーコードでやっていたのですが、うっかりしてしまう人はたくさん見えるのです。うっかり期限に間に合わない人。悪意でも何でもありません。ところが、その人たちにとってみると、その日でもう使えなくなってしまいますので、コンビニに行っても使えない、さあどうしよう、電話で問合せをする。再発行する。ものすごくいろいろな手間が発生したのですけれども、そういうことなら変えようということで納付期限から10日猶予を見て、そこを期限にしたバーコードに切り替えて、そういう納付書を発行するという改善をしました。そのことによって電話対応の手間暇は省ける、納付書の再発行の手間暇が省けるというようにいろいろな時間的、経費的に効果が出ましたという提案が、この7,060件の中の1つです。

このような取組の延長線上で今回の手挙げ方式の提案が幾つか豊田市は出しているという、そんな背景がございます。

○人羅氏 職員全体で取り組んでいる様子がよくわかりました。ありがとうございます。

続きまして、NPO法人わははネット理事長の中橋さんです。

中橋さんは、香川で地域の子ども・子育て支援をサポートされて、活動されています。この分野を出発点に今、話があった提案募集についてどのようにお考えになっているか、お話を伺えればと思います。よろしくをお願いします。

○中橋氏 私はうどん県、香川県から来ました、子育て支援の活動をしております、わははネットの中橋といいます。

私は今、乳幼児期、もっと言うと妊娠期から子育てをしている人たち、子育て家庭を支援している活動を20年来しております。

香川県というのは全国で一番面積の小さい県でございます、端から端まで行っても1時間程度のところですので、私どもの法人では香川県内の幾つかの自治体で例えば親子の居場所づくりの事業であったり、相談業務であったり、情報発信であったり、さまざまな子育て支援の事業を請け負っております。また、働き方改革等々で県内の企業様にも多く回らせていただいているところであります。

そんな中で、私は実はこの提案募集方式というようなことを知りませんでした。今回のことで知る機会があって、なんだこういうことができるのだったらもっと早く教えてよということをするすごく思ったのです。

と申しますのも、子育て家庭と一番身近なところで日々赤ちゃんを連れのお母さん、子供の手を引いたお父さん、母さん、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんと接している中でさまざまな相談を受けます。例えば先月まで多かったのは保育所の問題です。香川県でも待機児童が大勢います。保育所に入りたいけれども、入れない。どうしたらいいのだろうか。保育所に何で入れなかったのという、その自治体さんに聞くと、そんなにめちゃくちゃ待機児童がいるわけではないので、優先順位が高かったら入れるはずだとおっしゃるのです。でも、条件的に見ると優先順位は高いわけではないのかもしれないのですが、同居していない、離れたところにいるけれども、1日何回か食事を届けないと不安定な親がいて、そこに子供を連れて自分の親の世話をしに行かなければいけない。おうちでは夫が仕事に行けたり行けなかったりするような状況で気になっていて、自分も仕事を探さなければいけない。保育所に入りたいけれども、でも入れないんだというようなケースの相談を実際に聞きました。

そういうときにファミリー・サポート・センターがある自治体ならば、ファミリーサポートを使いながら何とか仕事を探して、次のステップにということをおアドバイスできるのですが、ファミリー・サポート・センターというのは地域の方が子供を預かるようなサポートをする仕組みなのですけれども、香川県内にはないところもあるのです。その自治体の方は、うちは人口規模が少ないのでファミリーサポートをやろうと思ってもなかなかできないんですよ、あるいはそんなニーズが多くないのでということをおっしゃいます。

しかしながら、この提案型を見るとファミリーサポートが少ない担い手のところでも実施できるようになったという事例がある。こんなことができるんだということをおすごく驚きましたし、また、今まさにですけれども、来月から仕事に行こうと思っているのだけれども、子供が病気したときにどうしよう。私は夫も自分もなかなか休みにくい仕事なので、病気のときが一番不安なんです。やはり仕事辞めて家にいたほうがいいのでしょうかなんていう切ない相談もたくさん受けます。そんなときにも病児保育があるよと言いたくても、なかなかない自治体さんもある。ところが、この事例を見ると病児保育も実施できるようにしてきた事例が幾つもある。こんなことを見るとできないできないという言い訳ではなくて、できることがいっぱいあるではないかということを感じます。

また、子育て支援の中で今、保育であつたり地域の子育てで担い手となる量を確保していこうというところと、たくさん量があればいいというわけではなくて、質の確保というか質の担保をしていこうということも言われています。質というところの中で資格があるかないか、あるいは環境が整っているかどうかということとあわせて、子育て支援の質というときにやはり人なのです。子供と関わる人がどういう人なのか、どういう思いを持っているのか。これって数字で見える尺度ではなかなかかはかれない。国が一律こういう資格があればということだけではかかれない中で、地方ではこの人ならば、この人が関わっているとすれば安心だ、安全だということ担保ができることもあると思うのです。国が決めたことだけではなくて、一番住民に近い地方がそういうことをオーケーにしていけ

ることができる提案募集型というのは、本当に子育てで困っている人の地方の人たちの枠を増やすことになるなと思っています。

私が現場にいる中で思うことは、自治体の職員さんともっとこうしてほしい、ああしてほしいという中で、自治体の方ができない言い訳をするのはニーズがないから、困っている人がいないからやらないんですとおっしゃいます。困っている人はいます。もう一つ、国のルールでできないんですという言い訳をされる自治体の職員さんもいます。この言い訳ができなくなるということですから、これは自治体の職員さんだけではなくて、現場で子育て支援をしている私たちにもこの情報が伝わって、提案していったら変わることがあるかもしれない、できるようになるということをどんどん伝えていきたいなと思っています。

以上です。

○人羅氏 子育てとか暮らしに関する分野というのは、恐らく提案募集方式に非常になじみやすい分野かもしれません。ありがとうございます。

続きまして、十勝バス代表取締役社長の野村様にお話を伺います。

人口減少社会で、バスというものはこれからますます重要な役割を担っていくと思うのですけれども、十勝バスでも宅急便とお客さんを乗せる、いわゆる貨客混載という方法とか、いろいろな活動に取り組みながら地域活性化に取り組まれています。そうした立場から提案募集へのお話を伺えればと思います。お願いいたします。

○野村氏 ただいま御紹介いただきました。今日は北海道から参りました、十勝バス株式会社代表取締役社長を務めております野村でございます。

私から、今日は常日頃から名古屋大学の加藤先生に地方の実態、実情に即したすばらしい御指導をいただいて実践してきたことを自己紹介がわりに、十勝バスのこれまでの取組ということで御紹介させていただきます。

当社は帯広市内の御自宅を一軒一軒訪問いたしまして、お客様にどうしてバスを使っただけいけないのですか、と聞きましたところ、しばらくバスに乗っていないのでバスの乗り方を忘れてしまったんだ、バスに乗るには不安なんだということを聞き出しまして、それではバスの乗り方を説明しましょうということで一軒一軒、バスの乗り方を説明して回りました。

そこからお客様はバスにどんどん乗り出していただきまして、よくよく考えてみると、バスに乗っていただくには目的地を提案しなければいけないよねということで、路線にある商業施設、公共施設等を説明して回りました。バスを説明せずにバス以外の目的地を説明するとさらにお客様が増え、そしてその目的地を商品化したものを販売しましたところ、地元以外のお客様が9割も、今7,000名の御利用がありますので、その9割ということと6,000名の方が、この商品を使って路線バスに乗り込んでいただいているところでござい

ます。

このような取組を続けていましたところ、4年間取り組みまして2011年によりやく前年対比で増加になりまして、これが当時、全国の地方の路線バス会社では初めてのことで取り上げていただきました。そして今ではこのビジネスモデルをプラットフォームにして、地域では全ての路線バス会社、全てのタクシー会社と連携をしまして、交通充足地帯をつくり上げようということで、協議会を設立し運営しております。

この今までの取組は、どちらかというアナログの取組でありましたので、これをITでの取組に変えまして見える化を実現いたしました。バスに特化した乗換案内アプリ、そして、この乗換案内アプリを世界に持ち込んで、世界と地方がつながるような取組をしているところでございます。

そんな中、地方の公共交通を取り巻く現状ということで、今の国会で議論されました岡山県両備グループの例のとおりなのでございますが、主だつては③、④、⑥でありますけれども、何と言つても北海道は広大なエリア、十勝は実は全国の都道府県の面積と比較すると全国6番目、北海道を除くと全国5番目の広さがあるものですから、地域のモータリゼーションがいまだに進んでおまして、それが問題であろう。

さらに④は、先ほど申し上げましたように我が地域では全ての乗合バス、そしてタクシーが連携することができましたが、北海道サイズではまだまだ連携ができておらず、ネットワーク不足になってお客様から交通の見える化ができていない。そんな状況になっているのだと思います。

また、⑥のまちづくりに必要不可欠なインフラであるはずの公共交通が、実は我々の地域の市民も、そして地域の先々を決裁する経済人、役所の方々も常に自動車を使っていることから、自動車に頼る考えが先行しまして、公共交通に対しての関心が薄くなっているという問題がございます。

そんな中で提案募集方式の地方分権改革における意義としましては、これも③、④、⑤がメインであると思うのですが、広大な北海道では当地域では北海道庁が1つでカバーし切ることの難しさがあるのだらうなと思いますので、この地方分権こそが補完する役割を担うのではないかと考えております。

そして我々北海道では、中央からの情報の伝達スピードが過去遅かったことや、あるいはいろいろなことによって自信を失っていることからなのか、この制度イメージに対して余り良いイメージを持っていなかったという現状があると思いますので、それが払拭されていく必要があるだらうと思いますし、それに関わつて、前に進むためにはそれを進めていただくリーダー、これはできれば国から直接現場に来ていただいて、御指導していただくようなことができれば、地方発意の提案がなされることにつながっていくのではないかと考えています。

私自身、このお話を聞くまでよく理解しておりませんでしたし、今回の説明で制度のすばらしさをよく知ることができました。したがいまして、最後に記載したとおり、これか

らはやりたいことがやれるのだろうというイメージに変わってきたところであります。
以上です。

○人羅氏 広大な北海道として提案募集というのは、非常に有効に働き得るのではないかと
いう御指摘だったかと思います。

続きまして、事業構想大学院大学学長で宣伝会議取締役の田中里沙さんにお話を伺いま
す。

田中さんはこれまで提案募集方式を含めた地方分権改革について、広報の専門家という
立場から御助言をいただいているということでございます。そうしたことも踏まえて提案
募集方式の御評価をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○田中氏 御紹介ありがとうございます。田中でございます。

私は広報、マーケティング、ブランド戦略等を研究している宣伝会議というメディア、
雑誌の編集と教育講座等を展開している会社で長年、編集長を務めてきました。同時に、
文部科学大臣の認可を得まして2012年に表参道に開学しました事業構想大学院大学（学校
法人先端教育機構）の教授に就任し、2016年より学長を務めております。社会人向けの大
学院として、「新規事業」と「地方創生」を主なテーマに、研究および人材の育成に取り組
んでいます。院生、修了生は、自治体の職員、事業承継者、多様な企業の新事業担当者、
職業も医師、公認会計士、社会福祉士等、多彩です。2年間で修士を取得し、また地域各
地でも活躍をしていただく、新しいアイデアを考えて活動する人の輩出に寄与し始めてい
るところです。

地方創生も新規事業を考えて実行することから始まります。歴史や環境を理解し、地域
をどうしていきたいかとの理念をもとに地域資源を使い、アイデアを出し続けて理想を描
いていく。理想を掲げれば、理解者、賛同者といった仲間が集まります。このスタイルは、
本日のテーマでもある提案募集方式との親和性も感じていますし、地域はそれぞれ个性的
であって、オンリーワンの存在ですから、今こそ自らの創意工夫やアイデアで課題を考え
ようということに着手する時だと実感します。地域の理想となる構想計画を実現すること
で住民サービスの向上を果たせば、そこからすばらしいPDCAが回ることになり、地域の活
力を加速化させることにつながると思っております。

冒頭に増田寛也先生からも「住民との距離感」の話がありましたけれども、大切なこと
は、住民と自治体が距離をどのようにとって、距離をどう考えて政策をうっていくかです。
本学では、大学出版部より月刊『事業構想』という雑誌を発行していますが、事業
構想の考えをより多くの方に御理解いただき、また一般のメディアでは報道されにくい地
域の優良事例を都市部に丁寧に紹介をしようと挑戦しています。提案募集方式も裾野を拡
大することが課題だと伺っていますが、理念や方針の共有を図っていくために情報発信活
動はとても大切です。

事業構想大学院大学と宣伝会議では、シティープロモーション、DMO、ふるさと納税に関する研究会も開催し、関わる方が情報交換のできるフォーラムなども主催をしています。地方創生を推進していくには、たくさんの主体が関わるということもありまして、住民主体、住民が主役であることには皆さん異論はないと思います。ここにマーケティング、クリエイティブの力があれば、これが一気に加速するのではないかと。つまり創意工夫というのはアイデアですので、アイデアが出るにはお客様、対象者のことを考えて、その人たちが良いと思ってくれることを考え抜くということです。そして、そこをうまく伝えるといいますか、楽しく伝える。そこがクリエイティブの役割です。例えば、地域の方と東京あるいはほかの地域に住むクリエイターの方をマッチングし、地域のことを一番よく知る人、一番愛着を持っている人に外からの目を加え、新しい価値を創出し、魅力を拡大させる。その中で新しい仕組みができないかということを探しています。

ここでは今日もお話がたくさんあるように、制度の問題を解決し、何かブレークスルーをするときには仕組みを変えなければいけないところが出てきますが、大切なことは「同時進行性」です。実行しながら地域の方を巻き込んでいく、一緒に物語をつくっていくという姿勢をもつことで、課題と一緒に解決するという共同意識的な気持ちが芽生えると思います。そこをどう醸成するかが問題で、私どもの得意とするところでもあります。

これまで地域のブランド化を構想し、交流人口を増やすイベント的な取組にも関わってきましたが、そこに参加をされた方たちが少しずつですが地域に移動を始めています。IターンとかUターンという言葉を超えて「セルフターン」という言葉が今、注目されていますけれども、自分の意思で暮らしを創造できる地域を選んで、地域の中で活躍をする人が目立ってきました。

地域をよりよくするのは、地域に根差し、地域に愛情を備える方たちです。そこに、地域の課題を具体化できるデザイナー等のクリエイターの方を御紹介するといった、マッチングの機会も提供しています。ここで重要だと思うことは、皆さんが知見のインフラをしっかりと共有して、それをシステムにしていけないか、です。進化・発展させるときにもクリエイティブにできないか、をどう考えるかに尽きます。住民自治の力を高めるということが、頭では理解できていても、日常業務の中ではなぜか抜け落ちがちになります。事業構想は、顧客視点、住民視点でなければ始まりませんから、その中で当事者意識というものが芽生えてきます。

例えば、地域産品を海外に発信し、売るにはどうしたらよいか。そのような力をどのように身に付けて高めていくか。また、「売れ続ける」ために、情報を共有して、皆さんを巻き込んでファンをどうつくっていくか。継続性のある仕組みを考えていきたいところです。

今日も提案募集方式の内容をまたさらに発信していくというお話がありましたので、そこに大変興味を持たせていただいています。それが加速すれば本当の地方分権と地方創生というものが実現し実感できると期待してございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○人羅氏 提案募集を自治体が進める際に、住民をどのように巻き込んでいくかということは、これからとても大事なポイントになると思いますので、大切な御指摘だったと思います。

今日、中橋さんや野村さんにここに来ていただいたのは、提案募集ということを考えていくときに、子育て支援とか暮らしの課題、地域の交通、こういったテーマはどちらかというとかかなりなじみやすいテーマになるのではないかというイメージがあります。そういった立場から、先ほどのお話の延長線になるかもしれませんが、今、活動なさっている立場から国の規制というものがどういうふう映って、そこに自治体はどのような働き方を期待されているのかというイメージを今度はお話を伺いたいと思います。

まずは中橋さん、お願いいたします。

○中橋氏 私が今、取り組んできたことの事例から少しお話をしたいと思います。

私は香川県に住んでおりますので、香川県という地方の子育て家庭の事情についてお伝えをしますが、香川県はどちらかというところだと田舎だと思いますけれども、香川県の調査で2017年でも核家族が8割なのです。この上のグラフは71%がお父さん、お母さん、子供の家族で1.1%父子家庭、10.2%が母子家庭ということで、合わせると80%以上が核家族で、同居しているところはすごく少なくなっています。

また、左下のグラフは、私が理事をしております子育てひろば全国連絡協議会で全国の調査をしたときに、子育て中の母親に、あなたが生まれ育った町で今、子育てをしていますかという質問をしたところ、「いいえ」と答えた人が72.1%ということで、なじみのない町で結婚・出産を機に孤立した子育てをしているという人が72%もいる。それから、母親になるまで子供のお世話をした、おむつを替えたり、ミルクをあげたりというようなお世話をしたことがないと答えた人が74%ということで、核家族で身近に聞ける人がいなくて、知らない土地で経験がない子育てをしている人が非常に多いということが、ここから見てわかるのかなと思いますし、これは香川の調査のデータですけれども、子育てを支え合う体制については不十分だと答えた人が44%以上、十分と答えた人が14%ですから、29.7%不十分だと答えた人のほうが割合が多いということで、これだけ子育て支援、子育て支援と言っているけれども、なかなか不十分だと思っている現実があるということです。

私に取り組んできた事例の1つなのですけれども、子育て中のお母さんの相談を受けている中で、例えば出産のときに移動をするのに夜中に破水をして病院に行きたかったけれども、夫もいなくてすごく困ったとか、あるいは子供を保育所に迎えに行っていきたい、学童の子供を迎えに行っていきたいまで連れて行ってほしいとか、でも自分が行くことができないとか、子育て支援のメニューは増えたのだけれども、子供だけの移動というのが非常に今、抜け落ちていて、そこがないがためにほかの支援はあってもつながらないので、仕事をしながら子育てが続けられないというようなお母さんの悩みを聞いたときに、タクシーは24時間365日、お正月も動いている。子育ての施設はお休みをしていますが、稼働して

いるタクシーを子育て家庭に優しい乗り物にすることはできないかということで、子育てタクシーというものを発案しました。チャイルドシートをつけて子供だけでも保育所や学童保育にお迎えに行ってくれてというようなサービスをタクシー会社さんに呼びかけて、今、運営しています。十勝でも走ってくれていますが、北海道から沖縄まで今、37都道府県で走ってくれています。

これを12年前に呼びかけて始めたのですけれども、子供を乗せての移動というと急な移動で、例えばクラブであったり学習塾に乗り合いで行きたいといっても、乗り合いは前々日までに言わないと規則があつて難しいであるとか、あるいは支払の方法であったりとか、子育て家庭は経済的に厳しいおうちも多いので、料金設定を勝手に変えることは国交省のルールでできないわけです。国土交通省にも何度も足を運びました。あるいは国土交通省に行くと、厚労省がやっているファミリーサポートという事業でどうやら移動もやっているらしいけれども、あれは白タクなのではないの。あっちを何とかしてよとか言われて、私は当時は国交省と厚労省を何度も行ったり来たりということもしました。でも現場では困っている人がいるのです。こんなに困っている人がいるんですと言ってもなかなか伝わらなかったのです。今、少しずつ改善されてきていますが、それでもまだまだ困っている家庭はたくさんあります。

増田先生のお話の中でも福祉という分野で言うと、一番現場に近いのではないかとということで、例えば高齢者の送迎をしているようなところが学童であったり、子育て家庭と一緒に地域で乗り合わせて行ってくれるようなことができたらいいのになということを行政でつぶやいても、それは前例がないよとかいうことを言われます。でも地方では担い手の人材が不足していますから、高齢者のことをやっている人、障害者のことをやっている人、子育てのことをやっている人が一緒になって、困っている課題を一緒に解決していく。思考停止せずに提案していったらやることができるかもしれない。横串を通してできるかもしれないという可能性のある提案型に、非常に大きく期待をしたいと思っています。

以上です。

○人羅氏 今、お話を伺っていて、そういうときに自治体が間に入って動くともとてもいいですよ。

○中橋氏 そうなのですけれども、自治体の方が前例がないしとか、現場をよく見てくれないようなところもありますので、こんなところで言うのは駄目ですかね。そんなときに是非聞いてほしいと思いますし、逆に地方には地方で活動している、本当に草の根的に活動している、現場を一番よく知っている団体とか地域団体がありますので、そういうところに聞きに来てほしいなと思いますし、子育て家庭はなかなか困っていることを声に上げづらい。どこに上げていいかわからないということもありますので、そういうつなぎ役と一緒に連携して国に提案させていただけるとありがたいなと思っています。

○人羅氏 ありがとうございます。

続いて野村さん、地域交通というのは今インバウンドとか地域まちづくりとか、そういったもの全体の中で非常に大きな役割を占めていますよね。そういったところも含めてお願いいたします。

○野村氏 それでは、私から今、国策で進めております観光立国、インバウンド政策に関わる点、これは実に地方交通が非常に大きく関わっているので、そのことについてお話をさせていただきたいと思います。

実はインバウンド観光に潜む重要な課題ということで、これは地方の特性による課題でもあるのですが、ここを説明させていただきます。特に②、③、④、⑥が私は重要だと思っています。

実はインバウンドの皆様は、国際免許取得に制限がある国があることをほとんどの方が御理解いただけていない。つまり、レンタカー観光だけでは進んでいけない部分があるのですが、北海道では特にレンタカー観光を進めているという点があります。

さらには今、これは積雪地帯なのですけれども、暖かい国の方々は雪や氷を見たいというって北海道あるいは積雪地帯に来ているのですが、彼らは冬道の運転をしたことがありません。ですが、レンタカー観光を進めようとして、ここにミスマッチが生じています。

先ほど申し上げましたように、北海道の交通はネットワーク化ができておりません。つまり見える化が進んでいない。交通はあるのですが、見える化が進んでいないことから、駅までは、あるいは空港まではたどり着けるのですが、行きたい目的地に行けるイメージができていないという大きな問題があります。個人旅行になりましたので、ますますいろいろな2次交通が重要になってきているのですが、ネットワーク化、見える化ができていないと思います。

さらには日本国内を見ましても、大都市圏では車を持たない世代から、もう免許を持たない世代に入ってきているというような状況がある上で、冬期間は積雪により自家用車の大きな渋滞、遅延が生じます。実はそれにバス、タクシーは巻き込まれて定時性を維持できていないという問題が生じているのが前提としてあります。

その上で、私は先ほどから申し上げていますように、地方地方で全交通網が連携して交通の充足地帯をつくるべきだと。

このような協議会を立ち上げて商品をつくって見える化していくべきです。

さらには先ほど申し上げましたように、ITでの見える化を実現して、どんどん全国に、そして世界につながっていく交通ネットワークを示すべきだと思っています。

さらには残念ながらバスやタクシーというのは、飛行機会社さんや鉄道会社さんとなかなか連携していただけないことがありまして、つまりこれこそが交通のネットワーク化が進まない1つの要因でもありますので、是非交通事業者が一体となったDMC等を設立して

連携を深めていくべきだと思っているところであります。

そして2番目に、実はお客様を呼び込むための見える化の1つとして企画商品化というものがあるのですが、その企画商品の時間帯による運賃あるいは損保会社の弾力的運用が必要であると思っています。

先ほどからお話がありますように、特にタクシーの運賃には弾力的な運用がなかなか進んでいない部分がありますので、お客様が自由に行き来できるための企画商品に限っては是非弾力的な運賃制度を持ち込んでいただきたいと思いますし、実は車両と施設の間の公道の部分では、どちらの損害保険も適用にならないことからカバーし切れていない部分があって、これが商品づくりに非常にハードルが高くなっている部分があります。したがって、ここの部分をどちらかの損害保険でカバーできるようにしていただきたいと思いますと思っているところであります。

そして、先ほどから何度も言っていますように積雪、凍結による地域特性。これは路線バスにおいては是非冬期間だけでも専用のバスレーンを設置していただきたい。

この写真にあるとおり自家用車の渋滞に巻き込まれて路線バスは全く定時に走れません。ですが、自家用車は脇道に入ることによって何とか遅れをカバーできるのですが、路線バスは定時定路であるためこれできていません。ですから是非バスレーンを設置してほしい。特に冬だけでも結構ですので、バスレーンを設置していただくことによって年間、定時性を守れることになり、お客様に乗っていただけるようになるのではないかと考えます。

そして、これからはどんどんマーケティングが必要となってくる時代になりましたので、今、問題になっています個人情報法に関わる顔認証センサーの理解を進めていただきたいと思います。当社でも今、車載センサーを設置していますが、人員のカウントはできているのですが、いろいろな種別を確認するまでには至っていない状況があります。

そして、最後なのですが、貨客混載、今回の最大の提案募集方式でのことですが、これはますます将来拡大していくと思ひ、期待をしております。しかし、地方ではどうしても今、目の前にあることの課題解決を求める傾向がありまして、それを優先しております。したがって、目の前の課題解決こそこの提案募集方式で解決していきますと、次々に発意が生まれてくるのではないかと考えています。そういう意味では④、最後なのですが、是非ともこの提案募集方式の中で短期的、そして長期的、その両面の視点から課題解決をしていくことが必要だろうと考えていますので、いろいろと御理解、御指導をいただければと思っています。

以上です。

○人羅氏 ありがとうございます。

私も北海道の出身ですので、冬場のバスの定時性確保というのは本当に納得いく思いで聞いておりました。本当に大事な課題ですよね。ありがとうございます。

子育て支援と地域交通という2つの立場からお話を伺ったのですけれども、こういった

ことは今、提案募集の中で具体的にどのように検討されているのでしょうか。そのことについて大橋先生に御説明をいただければと思います。お願いいたします。

○大橋氏 今、中橋さんと野村さんから、子ども・子育て関係と地域公共交通が非常に切迫した問題だというお話を伺いました。提案募集でも、ここ1、2年、本当に重点項目としてこの分野の提案というものが目立っております。2つの素材を具体的に説明させていただきます。

まず子ども・子育てですけれども、そこに挙げましたように、要するに、例えば小学生が放課後に帰ってくるのだけれども、面倒を見る人がいないので何とかしてほしい。けれども、人員配置が厳し過ぎて用意できないとか、保育所がたくさん欲しい。けれども、面積基準が厳し過ぎるので保育所を増やせませんかとか、小規模な家庭的保育を進めてほしいのだけれども、基準として自園調理をしてくださいといわれる。けれども、そのスペースも人手もないから無理という形で、制度を何とか緩和してもらえませんかという形で提案がなされ、それを実現してきたというのが今年の実績であります。

次に、今度は地域公共交通ですけれども、地域にあって公共のバスというのは地域インフラと呼んでもいいような大切なものであるにもかかわらず、ここが非常に弱くなっていて、バス路線の廃止が進んでいる。そういうところで、例えば自治体がコミュニティーバスを走らせたいと思ったようなときに、現在では、地域でそういう問題を考えましょうということで地域公共交通会議というものがつくられています。いろいろな人が入って参画できる場はつくったのですけれども、逆に、ここにみんなが何でもかんでも公共交通会議にかけなければいけないと思って、さらに全員一致でないと進めてはいけないと思うものですから、結果として、先に進まなかったりしています。今まである既存のバス停をコミュニティーバスが使っていいのだろうかという問題や、先ほど野村さんから御指摘がありましたように、地域の公共交通の問題はいろいろなネットワークを考えなければいけないのですけれども、それを考える上では一発でなかなか答えが見つからないので、いろいろな実験をやりたいということで実験をお願いするという提案などです。法律が実験に非常に不親切な仕組みになっているというようなことがあって、そこを何とか柔軟にできないかということなのです。

今、子ども・子育てと地域公共交通を例に挙げましたけれども、実はその他の提案でも外見は違うのですが、根っこにある問題というのはかなり似ている、同じものがあるのかなということを感じております。それを次に説明させていただきたいと思います。

まず子ども・子育てのところで出てきた問題はどのようなことかという、国が従うべき基準というような形で、こうなさいという基準を非常に厳格に示している基準行政です。これは確かにいい面もあって、専門の先生方が国の審議会に集まって理想を語って、それが基準になって、より質の高い高度化した施策を目指す。これはまさにそのとおりなのです。けれども、その結果として、資格はこれが必要です、人員配置はこうしてください、

施設の基準はこんな構造基準にしてください、医療機関とはこういう連携をとってくださいというようなことを、一個一個義務付けるものですから、結局そこだけ見れば非常にすばらしい内容なのですが、地方公共団体からしてみると限られた資源と限られた人材しかなくて、しかも地域的な事情は、先ほど野村さんがおっしゃったように、雪の問題など地域特性だとか広さも全然違うようなところで、その高規格な、高スペックな国の基準に縛られています。そこに全部資源を持っていってしまうと、結果として、そこに局所的に最大のサービスを提供してしまって、地方公共団体からしてみると、もっと広くサービスを希望する人が周りにたくさんいて、場合によってはサービス水準を6割くらいにしたほうが、むしろ総体としてはみんな幸せになれるのではないかと、そういうことを考えているわけです。キーワードを挙げますと、柔軟な対応をしたいとか、効率性を重視したいとか、企業経営の視点を持ち込んでやりたいということです。質を自らマネジメントするような、これは多分、自治の根幹だと思いますけれども、そういうマネジメントをさせてください、自治体の資源を最大の満足化させてくださいというのが、どうも提案の根っこにあるような気がしているわけです。ですから、これは決して基準を下げて手を抜きたいというような提案ではなくて、基準を下げることによって、むしろ積極的に現状にマッチした施策展開をしたい。そういうことだと思います。

次に公共交通のほうなのですが、これは協議会というのができていて、私は法律の専門で最近の新しい行政法律を見ると、1つの流行として、協議会をつくるというのがものすごく多いのです。それくらい、地方では第一線で知恵をみんなが出して、話し合っただけでやらなければいけないくらい切迫した状況が随所にあるのだと思います。そういうときに、何でもかんでも協議会にかけて全員同意なんてことをやると進まないで、運用にかかる知恵を、今回の公共交通の協議会は示してくれているのかなと思います。

公共交通の分野で実験をしたいということと言うと、なかなか現行の法律はそれに適したような形になっていないわけです。多分これは明治期以来、欧米に答えがあって、それを全国一律に普及させるというときには、地方が一々実験なんかされたら迷惑ということで、駄目ということだったと思うのです。けれども、今のようない答えがない時代は、意欲のある地方公共団体に実験をさせて、個別個別の領域で最大の幸福化を図った成果をみんなに取り入れるというような試行権限、試みに行う権限のようなものを認めていただけませんか、そういう希望が提案の背後にあるのではないかと、そんなことを感じております。

○人羅氏 ありがとうございます。

先ほど第2期分権改革の例の義務付け・枠付けというものがあつて、それを見直すことで相当行政の縛りは軽減されてきたのかなと思ったのですが、柔軟性という点でまだ足りないとか、不足している点があるという印象なのです。

○大橋氏 確かに整理はされたのですが、現実には、従うべき基準と参酌基準が同

じ通達の中で入り組んだ形で入っていると、どこがそれかというのが判然としなかったりします。また、従うべき基準が、あのときの申合せよりは少し強まったような形でいろいろなところに出てきたりしています。さらに、補助事業なんかで補助金をもらうときに、その条件のようなところで、先ほど言ったような条件が入ってきたりしています。そういうところを一つ一つこまめに扱っていかないと、この課題は解決できないかなという印象を持っています。

○人羅氏 ありがとうございます。

続いて、分権改革及び提案募集方式を今後どうしていくべきかということについてのお話を伺いたいと思います。

先ほど来、まだ1割強ではないかという話もありましたけれども、これから地方からの提言する力をどのようにもっとふやして行って、制度を浸透させていくにはどうしたらいいかということについてのお話を伺えればと思います。

まず田中さん、先ほど住民参加という立場からのお話を伺いましたけれども、その線でお願いたします。

○田中氏 成功事例の背景には何があったのか。優良な事例とは、これが他地域に応用されて、知の共有となって初めて価値を生み出すと感じます。本日表彰を受けられ、MVPを手にした地域は、関係者を調整し、理解と共感を生み出し、そこにいたるまでにはたくさんさんのドラマがあったのではないのでしょうか。

同時に、事例集を拝見して感じていることは、施策の名称がちょっと長いのではないか、という懸念です。多くの人に知ってもらうためにはタイトルが大切です。地元の方にも外の人にも、こんな新しいことをやっているんだよということを一言で表現できるような、ネーミングをお考えいただくとよいと思います。

例えば、北海道の東川町では「写真文化首都宣言」をして写真の町事業で町を盛り上げますとメッセージをしていますし、兵庫県豊岡市は中貝市長が「小さな世界都市」構想を打ち出して発信しています。歴史や伝統を受け継ぎながら、未来に向けて大切なものを守り、育てて引き継ぐということと、内発型の産業構造をつくるという市の意思を発信した上で、新しい取組に対して市民が何をやるべきか、周りの人がどういう形で活動に参加し、また見ていくか等、関わる人全員が目線がそろうところがあると思うのです。タイトルやキャッチフレーズには、思いや理念が込められます。その中に、やるべきことをメッセージする、意味を伝えるということは非常に重要ではないかと思っています。

私は、広報・宣伝の分野で仕事をしてきましたが、クリエイティブティビーの基本は、素材や限られた条件の中で創意工夫をすることにあります。枠組みを超えることを考えることで、新しいアイデアが出てきます。先ほどのバス停のお話も伺い、日常の中にある、もしかすると形骸化されたルールを発見し、知ることから、「こんなことは考えられないか」

「現状を変えられないか」というふうに、日常の中での小さなイノベーションが生まれると思うのです。気付くことで、できる工夫が地域にはたくさんあるということ、これまでものお話を伺っていて感じました。

地域の価値を高めて提案募集方式を盛り上げていくためには、情報発信がすごく大事だと思います。情報発信と言っても自分の言いたいことを言って人に伝わるかということ、そういうことはありません。受け手、地域の方、そして世の中の人を知りたいことは何かということを考えて、情報を出すことになる訳なのですけれども、大きく分けると4つほど切り口が考えられます。まずは①ニュース性です。先ほど前例のないことはできないよという話でしたが、新しい取組に前例がないのは当たり前で、新しいこと＝ニュースになります。日々新しいことに価値があると思ってもらえるような流れをつくるということです。そして②理解、共感、好感を得ること。自分たちがこれから取り組むことへの考え、その理由、意味、思いをストーリー（文脈）で伝えるということから、これらは生まれます。

③つ目はビジョンです。地域に、社会に新たな価値をこんなふうにもたらすんだという意思や理念をメッセージします。④つ目は、一貫性です。政策がぶれると地域の人戸惑い、悩みます。改めて、本日MVPに選出されました地域も、市役所の方だけ、県庁の方だけが情報発信するのではなくて、それを市民の人、県民の人、関わる人も、それを聞いた人も、みんなが語れるような情報を準備しておくことがポイントになると思っています。

価値には①機能的価値と②心理的価値があります。心理的な価値は目に見えませんが、丁寧に、継続的に情報を出して、手ごたえを得て、それにまた反応をしていく姿勢が求められます。

地域にはさまざまな歴史、伝統といったDNAがあって、今やるべきミッションがあって、未来にはビジョン、構想がありますから、これを一貫して進めていると付加価値、提供価値というバリューが世の中に提示できます。このバリューは社会の中に存在するものであり、皆さんは価値を感じてくれるようになります。

『シビックプライド』という書籍を宣伝会議から発行していて、編集を担当しましたが、「市民の誇り」をどのように醸成していくか、注目がますます高まっているようです。今回、提案募集方式には、多様性というキーワードが高橋先生、増田先生から出されていました。そこにしかない、そこでしかできない魅力ということをどのようにつくっていくかということと、それらを互いに尊敬しあい、互いから学ぶという流れが、成長の要件になっていくと思います。

前半の話にもありましたけれども、現代は共に創る、「共創」の時代ですので、提案募集のアイデアは誰かが考えるのでしょけれども、「それ、いいね」と思った人が一緒になって関わる人を巻き込んで、一緒につくりましょうという動きが加速するところです。巻き込むときは周りの人だけ、地域の近隣の人だけではなくて、社会全体も巻き込んでいけるような仕組みはできないかということ、これを常に考えたいですね。

地域の共創においては、文化的な背景や経済的背景も踏まえ、その「知のインフラ」を

どのようにつくるかがテーマです。また、つくったインフラをどのように進化させていくか、ここがポイントになってくるかと思しますので、出てきた知見がほかの地域でもどのように生かせるかということ想像していただきながら広めていただくというのが、これからのチャレンジだと感じています。

○人羅氏 ありがとうございます。

この提案募集方式ですけれども、これは私たちメディアのほうの課題かもしれませんが、なかなか報道に出てこないのです。それぞれの自治体では取り組んでいるのですけれども、今おっしゃったようにこれをどのようにアピールして、共有して、全国の自治体にもこういうことができるんだというふうにして循環を起こすかという宣伝と言ったらあれですが、アピールの仕方というのは、これから提案募集を広めていくというときにはかなりポイントになるかもしれませんね。

○田中氏 そうですね。このベースは制度の改革であり、信頼性の高い取組な訳ですけれども、伝える段階では、新しいことが始まる、市民目線で有益な制度が誕生する「わくわく感」を演出することも大事ではないでしょうか。ちょっと面白いね、と思ってもらえかけが提示できれば、話題も広がります。楽しく、面白く、わくわくするように伝えるという、そこはポイントになるかと思えます。

○人羅氏 ありがとうございます。

続きまして、太田さん、提案募集先進自治体として、これからどのようにこの制度を広げ、浸透させていくかということについてお話をいただければと思います。

○太田氏 先進自治体とおっしゃっていただいているのですが、たかだか4年間で10件採用されているだけです。そこが実は問題なのです。豊田市の場合は職員提案制度、QCサークル制度をベースにして職員の提案力を高めていって、この提案に結びつけるという取組を続けてきているのですけれども、これはこのまま続けていっても、その業務の部分最適は目指せるのですが、それで豊田市全体の全体最適に結びつくかということ、実はそんなことはないのです。それが実は豊田市の限界です。

これを一体どうやって打破するのかということは、1つは今のやつをこれからも継続していって、ベースは豊田市役所の職員力、組織力ですので、その職員力、組織力を高めるために継続をしますけれども、どこかの段階で手挙げ方式の成果もそうなのですけれども、それ以前の分権改革の中での規制緩和ですとか権限移譲、そうした地方が得た道具を一体豊田市としてどれだけ使いこなせていないのかという評価を一度しなければいけないと思っています。全庁を挙げてそういう総括をすることによって、豊田市全体の全体最適をまとめていく。その過程の中でまた新しい提案が出てくることを期待しているというのが1

点です。

もう2点申し上げたいのですけれども、次の2点目は、実は今、子供の貧困のことを庁内で議論をしているのですが、まだ議論中なのですけれども、貧困というキーワードでは子供もそうなのですが、高齢者あるいはシングルマザー、シングルファーザーといった、実は今の世の中を取り巻く貧困というキーワードで出てくるいろいろな課題があるのです。では、それを一体どうしようかということ考えたときに、整理してみましたら国、県、市を通じて何と制度の多いことか。相談窓口もものすごく分散していますし、これというのは結局、過去の積み重ねの中で縦割りですべてやってきた努力の結果が、それぞれ部分最適でいろいろ芽出しをしてきたけれども、とどのつまり、全体を見たときには余りいい状態ではないなと思うのです。

この提案制度が得てして個別の業務の部分最適を求めていくという視点で提案をしていくのですけれども、物によっては全体最適という視点で何か再構築するだとか、そういう視点での取組もどこかでできないとうまくいかないかなど。

例えば先ほどの子育ての話もそうです。家族という形態がどんどん変わってきている。地域社会もどんどん変わってきている。にもかかわらず、子育て施策は従来のままそれぞれがよりよくしよう、よりよくしようというふうに努力しているのですけれども、時代の流れに果たして応じているかどうかとなると、なかなかそうは言えないのかなど。

これは市の施策ももちろんそうだと思います。交通にしても車社会がどんどん、とり訳高齢化が進めば進むほど車社会の在り方がどんどん変わっていく中で、果たして市の施策は追いついていっているのかというのは、ものすごく課題だと思います。

そういう意味で全体最適を見たときのいろいろな取組の再構築という視点での何か提案のようなものが必要なのかなということは思っています。

3点目は、住民自治に関わるのですけれども、今日のサブタイトル「地方の提案で国の制度が変わる」とあるのですが、市民の提案で市の制度が変わるということを地方行政はしっかり捉えなければいけないと思っています。昔から国と地方の関係は、地方が国に対して権限と財源を何とかしてほしいというふうにはずっと言い続けています。ところが、この構図はそれぞれの地方の中で行政と市民との関係も実は私は同じだと思っています。地域をよくしていくために行政が全て権限と財源を握っていてうまくいくとは思えないのです。ある部分、住民のほうがよく知っていて、住民パワーのほうがよくあって、住民のマンパワー、知恵を生かして住民側が権限と財源を握って、責任を持ってやっていくという体制が私は必要だと思っています。

豊田市はそのために、ささやかと言っていいのかわからないのですけれども、1中学校区2,500万円の予算は住民側にも渡して、住民の皆さんが自分たちで議論して、自分たちの地域をよくしていくために、その財源は自分たちの払った税金の一部ですので、自分たちで使うという仕組みを平成17年から進めてきています。そういう取組を通して先ほどからありましたけれども、その中から国に直結するような提案が出てくれば、それはとてもすば

らしいことだと思いますし、そういう国、地方行政、市民の関係を目指したいと思いますし、そういう副題も裏副題としてあるといいなと思います。

漠としましたけれども、以上です。

○人羅氏 確かに個別ではなく全体的施策への再構築。そういったところに提案募集を進めるかというのは、これから大きくまたこの制度が伸びていけるかの1つのハードルだと私も思います。さらに住民の参加ということについての取組も、ほかの自治体にも参考になるのではないかと感じて聞かせていただきました。

今話を踏まえて、大橋先生いかがでしょうか。提案募集方式はこれからどのように展開させていくべきだとお考えでしょうか。

○大橋氏 課題ということで少しお話させていただきたいと思います。

今、太田市長からお話がありましたように、風通しのよいガバナンス体制のようなものが地方段階できちんと確立するということが根っこにある提案制度であるという感想を持ちます。提案を熱心に行って、うまくいっている自治体を見ますと、私の勝手な感想ですけども、まず1つは、トップに立つ市長さんとか、幹部の方が、そういうことに対して理解があって、それを許すような土壌がある。お隣にお手本がいっぱいありますけれども、そのような環境があるということです。

2つ目は、これは余り言われていないけれども大事なと思うのは、この提案募集制度は人材養成制度だということです。というのは、提案をしている熱心なところに働いていらっしゃる職員の方とか、それを受けとめて内閣府で働いている調査員と呼ばれる出向の職員の方たちが、この仕組みに交わることによって、変わってくるというところがあるように思います。つまり、問題発見の能力とか、それをマッチングするような能力というような、田中さんがおっしゃった事業の構想能力のようなものを育む仕組みとして働いているような気がしています。ですから、単に自治体が1個の政策を実現できたかどうかということに加えて、そういうトレーニングの機会をみすみす使わないのは非常にもったいないという気がしております。そのようなものとして、この仕組みが育っていけばいいというのが1番目でございます。

先ほど実現率9割という高い数字のところを誇ったのですが、逆に、問題は、まだ1割ぐらいの自治体からしか提案がないということです。多分、この1割が2割になり、2割が3割になると、この国の国と地方の関係というのは、大きく変わると思います。

ですからそのところをどうするかというときに、地域差の問題があります。具体的に申しますと、北海道とか東北からの提案が非常に少ない。その市町村からの提案が少ない。九州を見ると宮崎とか鹿児島市の市町村からの提案がなかなか少ないということです。こういうところについてはいろいろ地域の抱える問題の宝庫でもあると思いますので、是非提案をいろいろ宣伝を尽くして開拓していくことが必要だと思います。また、その方々

のメンタリティーがこういう提案で表に出るのは憚られるというのであれば、匿名提案制度みたいなものを考えて、内閣府で引き取って提案内容を確認した上で進めるとか、錯誤をいろいろ重ねながら地域差問題についても手を入れていく必要があるように考えております。

最後に、この制度を使う中で、今までのように補助金がもらえるからこれをやろうという発想ではなくて、制度を担うというのは国も地方も同じで、特に執行状況を視野に入れて提案するというの自分たち自治体の責任なんだという、それくらいの気持ちを持って、外部環境の変化に対して、地方も国もアンテナを張って微調整してやっていくことが、これからの行政システムには不可欠かなという気がいたします。

そういう上では職員の方の専門性もとても大事で、それはコミュニケーションをとるとか、問題発見、気付きの能力を含みますし、先ほど田中さんがおっしゃった宣伝がすごく下手だなと私も思いますので、宣伝をうまくやるとか、そういう構想力をつけると同時に、やはり制度提案に結びつけなければいけないので、一定の法の知識が必要かなという気がします。特に例えば市民の方との接し方にかかる行政手続の部分は、最近、行革の影響か、研修の経費が削られて、こういう訓練が減っているような気がします。けれども、そこは違うのかなという気がいたします。

最後に、国の基準行政、従うべき基準というものをどう考えていくのかという問題と、先ほど申しました通達の改善も含めて迫っていくということですがけれども、多分これからは、従うべき基準で国に縛られるのか、地方公共団体が全く自由にやれるかという二者択一では全然うまくいかないように思います。例えば、子供の問題であれば、地方がこのような条件で責任を自分たちが持つから自分たちでやらせてほしいというような提案でないと通らないようなところがあります。そういう1つの確約とか宣言をして、約束をしながら仕事を引き受けるという、責任を持つからマネジメントさせてくださいという仕組みにしていかないと、なかなかここから先の提案募集というのは進まないかなという感想を持っています。

○人羅氏 ありがとうございます。

大橋先生にお尋ねしますが、提案募集、何年間で最初とここ最近で何か傾向とありますか、そういったものの変化をお感じになることはありますか。

○大橋氏 市民の方に非常に密接に結びついた福祉関係とか、そういうものの提案が多くなったなということと、国の省庁の方もある程度は理屈の世界なので、不合理だということであれば、だんだん折れてくれるところも出てきたかなという気がいたします。

あと、初めは単独の自治体で手を挙げてもらっていたのですがけれども、1つの提案に賛成だという地方公共団体がいたら、一緒に相乗りしてもらって、共同提案という仕組みがかなり進んできました。共同提案ですと、1つの自治体だけ提案しても、あそこは考え違い

していると言われてしまうのですけれども、それが例えば全国市長会そろってということになると国も誤解だと言うことはできませんので、そのような形でいろいろな共同提案の形で進めていく方式が充実しました。また、中核市全部がまとまらなくても、自分のところはとにかく先に行きたいというところは、自分だけ手を挙げて特例でやってもらうという仕組みも、整備してきました。イノベーションみたいなものも踏まえて変化してやっていかないと、なかなかこの仕組みも先に進まないのかなという気がしております。そういう工夫をしながら一年一年、進んでいるというのが現状だと思います。

○人羅氏 連名方式というのはというのは結構普及しつつあるのですか。

○大橋氏 確立しております。個別の自治体提案もありますし、全国市長会とか、知事会提案というものもあります。特に放課後児童クラブでは、地方三団体全部が提案してくださったものですから、非常にそういうものが追い風として働き、私どもも折衝がしやすかった部分がございます。

○人羅氏 ありがとうございます。5人の先生たちのお話を伺いました。大変参考になりました。ありがとうございます。

地方分権については、よくメディアのほう、私たちのほうなのですけれども、今、踊り場のようだという言い方をするのは、それはなぜかといいますと、第1期、第2期という先ほどの増田先生のお話にあった分権改革が終わって、それでは次は何をやるのだろうというのがよく見えないねという意味で、踊り場状態ではないかと言われているわけなのですけれども、これからどういうテーマが第3次のメインテーマになっていくかというのは、まだよく実はわからない部分があるのです。

では何かということなのですけれども、とは言うものの、今、高橋先生のお話にもありましたとおり、これがどちらかというと国主導の分権というよりは、地方から分権をやってほしいという提案があってという形で動いてくるということは、まず間違いはないかと私は個人的にイメージしているのです。

そういう中で今、地方創生というものが言われているのは人口減少問題です。これについては子育て支援でもそうですし、まちおこしもそうですし、恐らくそれは先ほど少し話しましたけれども、提案募集という考え方とかなりなじみやすい部分があるのではないかと思います。

それでは、これをどのように浸透していくか。先ほど西高東低と言ってしまうと東が低くなってしまいますのでよろしくないのかもしれませんが、ある程度ばらつきがある感じは、私はまだこの制度について余り認識していないところもあるのではないかと思います。ですので今日は都道府県の皆さんもかなりいらっしゃっているようなので、県が市町村と連絡をとっていろいろ言うことも、かなり大事なことはないかと思えます。

1割程度ということではあるのですが、普通、自治体が国に何か言うと大体は煙たがられますよね。けれども、今回については国のほうがどうぞ提案してくださいと言っているわけです。聞きますから、どんどん提案してくださいと言っているわけですから、これは自治体の立場からすると、この制度を活用しない手はないと思います。そういった立場から考えても、この提案募集方式という制度をできるだけ活用して、生かしていく。地域の改革につなげ、できるだけ住民の参加をそこで促して担保していくということは、これからますます大事になるのではないかと感じた次第であります。

短い時間でありましたが、これをもって討論とさせていただきます。今日は御清聴ありがとうございました。(拍手)

○司会 ありがとうございます。

さて、今日は皆様と一緒に一生懸命考える時間ができました。そして、今日は活発な御意見をさせていただきましたパネリストの皆様にも、いま一度、大きな大きな拍手をお送りください。ありがとうございます。(拍手)

そして、コーディネートを務めてくださいました人羅様、どうもありがとうございました。(拍手)

それでは、これをもちまして「地方分権改革シンポジウム～地方の提案で国の制度が変わる～」を閉会させていただきたいと思えます。

皆様、最後まで御聴講いただきまして本当にありがとうございました。

それでは、皆様、お忘れ物のないようにお手回り品などいま一度お確かめの上、お進みください。

なお、お手元の資料の中にアンケートを入れております。こちらは是非皆様御協力をお願いいたします。御記入いただきましたアンケートは、お帰りの際に受付にございます回収ボックスに入れていただきますよう、お願い申し上げます。

本日は御来場いただきまして、まことにありがとうございました。